

経済・財政再生アクション・プログラム（仮称）（原案）  
— “見える化”と“ワイズ・スペンディング”による改革推進—

本報告は、「経済・財政再生計画」<sup>1</sup>に基づいて、主要分野の改革の方向性を具体化し、改革の時間軸を明確化し、その進捗管理や測定に必要となる主な指標<sup>2</sup>を設定したうえで、すなわち改革工程とKPIを策定したうえで、計画が定める目標及び目安<sup>3</sup>に向けて、改革を着実に進めることを企図して、経済・財政一体改革推進委員会<sup>4</sup>においてとりまとめたものである。こうした取組は、経済再生と財政健全化の好循環をもたらすとともに、一億総活躍社会の実現に資するものである。

## 1 改革推進の要点

### （1）躍動感ある改革を進める

（改革の推進力としての「見える化」）

現在の日本経済がデフレからの完全脱却を果たすために必要なのは改革の「躍動感」である。躍動感は大膽な改革に連続して取り組むことによって生み出される。この大膽な改革を可能ならしめる仕掛けが「見える化」である。

本プログラムは、お金の使われ方であるインプットの「見える化」と、お金を使った結果どのような成果が生み出されたかを示すアウトプットの「見える化」の双方を目指している。財政と政策効果という見えにくいものについて、都道府県単位、基礎自治体単位、保険者単位の一人当たり金額といった身近な単位で括りだして他と比較することによって、自分の属する自治体、組織の運営が全国的にみてどのような位置にあるのか国民各位が把握できるようになる。

一人当たりのお金の使われ方とその政策の効果を自治体や組織ごとに分析すると、類似した条件下にあっても、上手くお金を使っているところとそうではないところが誰の目にも明らかになる。このような分析は緒に就いたばかりではあるが、既にいくつかの分野では県民一人当たりの公費投入額とその効果について非常にばらつきが大きいことが判明してきている。

何故そのような差が生じるのかについて、これまではあまり着目されてこなかった。本委員会では集中改革期間中にこうしたバラつき、差異の発生する要因を分析することにより、上手くお金を使えているかどうか、つまりワイズ・スペンディングしているか否かを評価する。そして、上手く使えてない主体は、トップランナーを見習うこ

<sup>1</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）第 3 章。以下、「計画」という。

<sup>2</sup> Key Performance Indicator, 以下「KPI」という。

<sup>3</sup> 目標は、経済再生を進めるとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支（Primary Balance, 以下「PB」という。）について、2020 年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことをいう。また、目安は、集中改革期間（2016～2018 年度）における改革努力のメルクマールとして、2018 年度のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とすること、計画における国の一般歳出の水準及び地方の歳出水準の目安等をいう。

<sup>4</sup> 平成 27 年 6 月 30 日経済財政諮問会議決定に基づいて、計画推進のために設置された経済財政諮問会議の下の専門調査会である。

とにより、ワイズ・スペンディングに近づいているか各主体の努力を検証しつつ改革を促すことを目指す。

同時に、自治体、関係主体毎のインプットとアウトプットの差異について、国民にわかりやすい形で提示する「わかりやす化」を目指す。インプットの差異は国民一人一人の負担に、そしてアウトプットの差異はQOL（クオリティー・オブ・ライフ：生活の質）に直結することから、そこに差異が存在することをわかりやすく提示すれば、かならずやワイズ・スペンディングへの要請が国民の間に高まり、改革への後押しとなるであろう。こうした新しいボトムアップの改革推進を目指す。

#### （ワイズ・スペンディングにより実現する経済再生と財政再建の両立）

人口減少、少子高齢化、東京一極集中、地域の疲弊、インフラの老朽化などの構造的な諸課題に対応する各分野での取組は、将来に向けた成長・発展にとって重要な取組である。こうした取組にはしっかりと対応していくというメッセージは明確であるべきである。

すなわち、政策効果が高く必要な歳出に重点化すべきである。全体として国民の負担能力を上回る歳出は持続可能ではない。したがって重要なことは、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた思慮深い配分を行うこと、そして大きな構造変化のなかで経済と財政を大きく建て直すという積極的な発想をとることである。

人口減少に伴って様々な経済活動において自前主義を見直すようになれば、対事業所サービスが新しい産業として伸長することになる。公務の場合にはアウトソーシングの徹底によって公費軽減につながる。高齢化がより加速するので、医療・介護関連分野や健康増進が市場として拡大することになる。健康寿命の延伸や疾病予防、重症化予防は、医療費の抑制、生産性の向上にもつながり、さらには民間投資の呼び水になるものであり取組を強化すべきである。人口減少・少子高齢化の下、女性・高齢者の就業拡大、雇用の多様化、そのための環境整備は、良好な経済・財政を保っている先進諸国に共通する政策であり、もっと力を入れるべきである。また、ハード面での老朽化の進行は、メンテナンスがビジネスチャンスとなるととらえることができる。メンテナンスの手法の多様化、高度化は維持や補修のトータルコストを抑制する。

新しい手法や主体に置き換える、新しいプレーヤーの登場を促すアウトカム、リターンの大きい政策に重点化するといったワイズ・スペンディングに徹し、経済再生と財政再生を目指す明快な展望を描いていくことが重要である。ワイズ・スペンディングの総合戦略として経済・財政再生計画を着実に実行していくことにより、所期の目標達成への道筋が開けてくる。

計画で掲げられた3つの改革（公的サービスの産業化、インセンティブ改革、公共サービスのイノベーション）<sup>5</sup>に基づきながら、「見える化」及び経済再生と財政再建の両立の視点を特に重要視して策定したのが、本プログラムである。

#### （単年度主義を超えるコミットメント）

<sup>5</sup> 3つの改革の基本的な考え方については末尾「用語の解説」参照。

予算措置や制度改正を伴う事項について、翌年度を超える将来の予定や改革の達成目安を詳細に作り込む作業は、これまでにない取組であったが、担当省庁、財政当局との間や委員間で熱心な議論を重ね、主要な改革項目 80 項目のすべてについて十分な作り込みを行うことができたと考える。

そうした議論を通じてわかったことは、単年度主義を超えて、中期的に一定の方向性で政策を動かしていくことにコミットすることは担当省庁の責任と判断のみでは困難な場合があり、担当省庁、財政当局と基本方針を策定する経済財政諮問会議の下の専門調査会との間で議論を尽くすことが必要となる。また、個々の論点を巡る議論にとどまらず、分野横断的に俯瞰することによって、建設的な視点が得られることもしばしばあった。こうした作業体制・過程を今後とも維持・継続させていくことが極めて重要である。そして、適時適切に改革の進捗状況について評価を行いながら、中期的な目標に向けて確実に改革を推進していく。

KPIについては、主要な改革項目に対して約180のKPIを選択し、指標間の関係性を考察したうえで、KPIを体系的に設定することに努めた。改革により人々の行動変化が生じ、それによって、新しい成長力が生じるとともに、公費投入が緩和される、というのが基本的なロジックモデル（論理）である。単なる関連施策の毎年度の進捗点検にとどまらない、中期的で実効的なPDCAの構築に取り組んでいく。

## （2）改革初年度（平成28年度）のスタートダッシュ

### (3) 「見える化」の徹底・拡大

(「見える化」が人々の気付きと行動変化の鍵)

「見える化」は、課題解決に向けた改革の必要性を、国民に広く伝えるために取り組むものである。

公共サービスに対する住民の需要を所与のものとするのではなく、人々の気付き、行動変化を引き出し、需要・供給構造の変化を促すことが重要である。そうした目的を指向した、①関係主体・地域間で比較できて差異が分かる、②行政の運営改善や成果の有無・程度が分かる、③改革への課題の所在が分かる、という3つの「分かる」に結びつく「見える化」を進める必要がある。そうした「見える化」が進展すれば、改革に対する国民の理解、納得感も広がっていく。

当面の具体的な「見える化」のイメージは以下のようなものである。

自治体間で比較できて差異が分かるようにするため、例えば、保健福祉、教育、安全など暮らし（ＱＯＬ、アメニティ）に係る主な指標は地域によってどのように違っているか、歳出の傾向との関係性はどうか、一般財源の使途は自治体毎でどのように違っているか、こうした点を含めて経済・財政状況は自治体毎でどのように違っているかなどが分かる「見える化」に取り組む。試行的な分析ではかなりの地域差、地域的な特徴が観察されることから、こうした「見える化」が進むだけでも多くの気付きや行動変化につながると考えられる。

行政の運営改善の有無・程度が分かるようにするため、例えば、公共サービスのイノベーション、公的サービス産業化やインセンティブ改革の広がり、取組事例などを明らかにするとともに、経済・財政動向との関係性を分析するなどの「見える化」に取り組む。先進的な取組事例を「見える化」することは、「同じようなことならば自分達もできるはず、やってみよう」という動機付けになるであろう。

課題の所在が分かるようにするため、例えば、医療費・介護費の地域差にはどのような特徴、傾向があるか、総務管理費や公営企業経営の地域差にはどのような特徴、傾向があるか、全国的な傾向に比して健全度が高い地域の特徴はどのようなものか、他の地域へ適用できることはあるかなど「見える化」に取り組む。医療費の地域差については既に精度の高い分析が進められているが、その他の分野においても同種の分析が積み重ねられて地域差解消の方策の検討につながっていくことが望まれる。

(「見える」から「分かる」、「変えていく」へ)

各省庁において順次「見える化」に着手する検討が進められているが、様々な情報、データの単なる情報公開にとどまらないように注意しなければならない。改革集中期間では、内閣府が、このような「見える化」に関する分析ならびにファクト・ファインディングの中心となって、ワイズ・スペンディングのベースとなるデータ作りを行い、国民の喚起を促していく。

上述のような目的を指向した、すなわち「見える」ことによって人々の気付きが生じ、そこから更に現状を変えていく必要性が「分かる」ようになり、その納得感に基づいて「変えていく」ことにつながっていくような「見える化」を徹底・拡大していく必要がある。そうした観点から、本委員会として「見える化」の進捗状況を点検・

評価していく。

## 2 主要分野毎の改革の取組

福祉、教育、インフラ、窓口行政サービスなど、各分野での課題は様々であるが、この各論は、ひとつ一つの公共サービスに対する需要の在り方、供給の在り方について、「国民の真のニーズに合っているか」、「現状は過剰なのではないか」、「もっと合理的でシンプルな方法があるのではないか」という観点から、計画に掲げられた3つの改革（公的サービスの産業化、インセンティブ改革、公共サービスのイノベーション）を主なアプローチの手法としながら、細部までの徹底した見直しを行うという一貫したコンセプトの下で、改革推進策を具体化したうえ、いつまでに何を行うかを明確に示す。

### （1）社会保障分野

#### 【ポイント】

- ・医療・介護等の給付の実態の徹底的な「見える化」を進めた上で、インプット及び地域差を分析し、その是正等に向けた取組を推進
  - －インセンティブ・ディスインセンティブの仕組みを機能させる。
  - －都道府県別・基礎自治体別一人あたりの「医療＋介護」費を算出し、さまざまな切り口で「見える化」する。
- ・病床の機能分化・連携の推進に向け、地域医療構想を2016年度末までに前倒しで策定し、医療提供体制の適正化の取組を推進。医療費の適正化については、医療費適正化計画を策定し、取組を推進
- ・疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動等を推進していく観点から、個人と保険者の双方の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築（国保の保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度、ヘルスケアポイント等）
- ・負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化について、実施検討時期や改革の方向性等を明確化
- ・薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品に係る改革については、平成28年度診療報酬改定等における対応を明確化

社会保障分野に係る改革工程においては、改革の実効性を高めていくため、計画に掲げられた全ての項目について、同計画に記載されている基本的な考え方を踏まえつつ、改革の方向性を明らかにするとともに、時間軸を明確に設定した上で、検討事項については予断を持たずに検討する。

主な項目に係る取組方針・時間軸等は以下のとおりである。

#### 1) 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化 （取組方針・時間軸）

医療・介護サービスの効率的な提供や国民の行動変容により、サービスの質や水準

を落とすことなく医療・介護費を適正化していくことを目指す。医療・介護等の給付の実態を徹底的に「見える化」し、インプット及び地域差のデータ分析を行うことで、不合理な地域差やサービス提供における非効率等の所在を広く国民や都道府県・市町村、保険者等に明らかにして問題意識を共有し、国民全体の参加の下でそれらの是正等に向けた取組を推進していく。

- i) 医療提供体制については、病床の機能分化・連携の推進に向け、必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、全ての都道府県において2016年度末までに前倒しで策定し、2020年度時点での十分な進捗を目指して2017年、2018年と進捗を検証し、医療提供体制の適正化の取組を推進する。診療報酬の特例の活用方策や、都道府県の体制・権限の整備について関係審議会等において検討を行うとともに、診療報酬上の対応について28年度改定において取り組み、30年度改定においても更なる対応を行う。これにより、療養病床に係る地域差の是正を含む適切な医療提供体制の実現を図る。また、療養病床の効率的なサービス提供体制への転換について関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）。
- ii) 医療費の適正化については、国においてNDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施した上で、2015年度内に、医療費適正化指標及び目標を設定し、医療費目標については、(イ)入院医療費については地域医療構想が実現した場合の医療費、(ロ)外来医療費については医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定する。これに基づいて、各都道府県において、2023年度までの次期医療費適正化計画を策定し、2020年度時点での十分な進捗を目指して2017年、2018年と進捗を検証し、医療費適正化の取組を推進する。
- iii) 介護保険事業（支援）計画及び医療計画に基づく取組を推進し、在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムの構築に向け、必要な介護インフラの整備等を進める。
- iv) 介護給付費の適正化については、要介護認定率や一人当たり介護費等の地域差の「見える化」とデータ分析を進めた上で、各保険者において給付費適正化の取組を進める。取組を更に進めるため、データ分析の結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化や、保険者機能の強化や市町村による給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）。

NDB等を活用した入院・外来医療費や介護費等の地域差等の「見える化」とデータ分析については、本計画策定以降も引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすいかたちで定期的に公表していくことで、国民全体の参加の下での改

革を深化させていく。

医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化やかかりつけ医の普及の観点からの外来時の定額負担の導入について関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017 年通常国会への法案提出を含む）。

インセンティブ改革については、全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防や重症化予防、介護予防に取り組むとともに、後発医薬品の使用や適切な受療行動を行うこと等を目指し、個人と保険者の双方の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築する。そのため、保険者の医療費適正化への取組を促すための指標（後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等）を2015 年度中に決定し、2016 年度から国保の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組み開始し、その後、2018 年度より指標の達成状況に基づく国保の保険者努力支援制度や健保組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度などの仕組みのメリハリある運用を本格実施することや、国保保険料に対する医療費の地域差が一層反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含む国保財政の仕組みの見直しを行うことで、取組状況等に応じた保険者や自治体に対するインセンティブやディスインセンティブの付与を強化する。個人の疾病予防や健康づくり、健診受診等を促すための保険者によるインセンティブ付与制度（ヘルスケアポイント、個人の保険料への支援となる仕組み等）の導入について、2015 年度中にガイドラインを策定して、取組を推進する。

公的サービスの産業化は、今後の日本経済の成長にとって不可欠のものである。この公的サービスの産業化に向け、日本健康会議において採択した2020 年に達成すべき8つの宣言や、「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」の取りまとめ等を踏まえ、民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の全国展開に向けた取組を推進する。医療法人による医療・健康増進関連サービスの実施、医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるようにする取組を推進する。また、介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック（仮称）」を2015 年度中に策定し、取組を推進する。

その他、マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組等について、実施検討時期等を明確化する。

（K P I）

医療については、主要疾病に係る受療率、一件当たり日数、一件当たり点数等の地域差を「見える化」し、それぞれの適正化につなげる。地域医療構想の2025 年における医療機能別の必要病床数や、医療費適正化計画の2023 年度における医療費目標及び医療費適正化指標に対し、2020 年度時点での十分な進捗の実現を目指し、年齢調整後の一人当たり医療費の地域差の縮小について、進捗状況を確認していく。

介護については、介護費等の地域差を「見える化」し、年齢調整後の一人当たり介護費の地域差の縮小について、進捗状況を確認していく。

また一人当たり「医療＋介護」費を「見える化」し、医療と介護を通じた地域差等



を明らかにしていく。

インセンティブ改革については、保険者（自治体を含む）等による国民の行動変容を促すための取組の実施状況と、それらを通じて実現される国民行動等の状況（健診受診率、後発医薬品の使用割合、健康寿命の延伸、重症化の抑制率等）について指標を設け、進捗状況を確認していく。

公的サービスの産業化については、一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数や各保険者のデータヘルスの取組の状況、データヘルスに対応する健診機関を活用する保険者の数について指標を設定して進捗状況を確認するとともに、各保険者における健康維持率や生活習慣病の重症疾患の発生率等の「見える化」により、その効果について把握していく。

## 2) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

（取組方針・時間軸）

世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、

- i) 医療保険における高額療養費制度及び介護保険における高額介護サービス費制度の見直しについて、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。
- ii) 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、関係審議会等において検討し、集中改革期間中に結論を得る。
- iii) 介護保険における利用者負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る 2017 年通常国会への法案提出を含む）。

現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入や医療保険において金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る 2017 年通常国会への法案提出を含む）。

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するため、

- i) 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担の在り方を含め、関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る 2017 年通常国会への法案提出を含む）。なお、福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化については、検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。
- ii) 医薬品等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて、平成 28 年度診療報酬改定での試行的導入に向けて評価対象の選定方法等を検討し、結論を得るとともに、生活習慣病治療薬等の処方等の在り方等について、費用対効果評価の導入と並行して、専門家の知見を集約した上で検討し、2017 年度末までに結論を得る。

iii) 公的保険給付の範囲の見直しや医薬品の適正使用の観点等から、平成 28 年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着した O T C 類似薬を保険給付外とすること等について、その具体的内容を検討し、結論を得る。また、スイッチ O T C 化する医療用医薬品を増やすとともに、それらに係る保険償還率の在り方について、関係審議会等において検討し 2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る 2017 年通常国会への法案提出を含む）。

### 3) 薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

(取組方針・時間軸)

後発医薬品に係る数量シェアの目標値については、本年 6 月に閣議決定した骨太 2015 において、2017 年央に 70%以上とするとともに、2018 年度から 2020 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とすることとしている。この目標を達成するため、28 年度改定における診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施や、信頼性向上のための品質確認検査の実施体制の強化、普及啓発等による環境整備に関する事業の実施などを進め、2017 年央において、その時点の進捗評価を踏まえて後発医薬品数量シェア 80%以上の目標達成時期を決定し、更なる取組を推進する。

創薬に係るイノベーションの推進等の重要性に鑑み、2015 年 9 月に取りまとめた「医薬品産業強化総合戦略」等に基づき、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的医薬品等の安定供給の確保等の取組を確実に推進する。

薬価について、市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価するとともに、薬価改定の在り方について、2018 年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討し、遅くとも 2018 年央を目途に結論を得る。あわせて、適切な市場価格の形成に向け、医薬品等の流通改善の取組を推進する。

平成 28 年度診療報酬改定において、国民の負担軽減の観点からの後発医薬品の価格の見直しや、後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の価格の見直しを実施する。

先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017 年央を目途に結論を得る。

薬局については、かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す。同ビジョンに基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標により、その進捗管理を行う。調剤報酬については、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成 28 年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施する。

診療報酬改定の結果検証や改定内容等の国民への分かりやすい形での説明を行う。

(K P I)

後発医薬品の使用促進については、骨太 2015 で定めた目標値（2017 年央に 70%以

上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上)を前提とした取組を進める。医薬品の流通改善の取組を評価するため、妥結率の「見える化」に加え、単品単価取引が行われた医薬品のシェアを指標として設定する。「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する指標による薬局の取組状況の把握や、重複投薬の件数の「見える化」等を通じて、薬局に係る改革の進捗状況について把握していく。

#### 4) 年金

(取組方針・時間軸)

年金については、社会保障改革プログラム法に基づく検討事項について検討し、必要な措置を講ずる。

年金額の改定ルールの見直しや短時間労働者に対する適用拡大について、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる。年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。その際、短時間労働者の就労促進の観点にも留意する。

高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向等を踏まえつつ、年金受給開始年齢や就労による保険料拠出期間の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。

高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる。また、公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直しに関しては、個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論する。

#### 5) 生活保護等

(取組方針・時間軸)

生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進する。

生活保護受給者の後発医薬品の使用割合を2017年央までに75%とするなど後発医薬品の使用促進や頻回受診対策などの医療扶助の適正化を推進する。

2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について検討するとともに、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方につ

いて検討し、これらの検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る 2018 年通常国会への法案提出を含む）。

雇用保険の当面の国庫負担の在り方について、積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第 15 条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、2018 年度末までに関係審議会等において検討し、結論を得て、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（K P I）

就労支援や医療扶助の適正化の実施状況に係る指標を設定し、その進捗を把握するとともに、自治体ごとの就労支援の実施状況などの「見える化」により、事業の検証等を進める。

## （２）社会資本整備等

### 【ポイント】

- ・持続可能な都市構造への転換とストック適正化—コンパクトな都市構造の実現、維持管理コストや資産に関する情報の見える化による公的ストックの適正化、PPP/PFI の積極的な活用のためのプラットフォームの全国整備等
- ・社会資本整備の基本戦略—ストック効果の最大化を目指した選択と集中、インフラ長寿命化とメンテナンス産業の育成・拡大、現場の担い手確保のための構造改革、建設生産システムの生産性の向上

社会資本や公共施設の整備や管理・運営については、「経済・財政再生計画」にもとづき、経済再生と財政健全化の双方に資するよう、中長期的な見通しの下、マネジメントも含めた効率化を図りながら、計画的に推進する必要がある。このため、計画にあげられた改革を具体化するために講ずるべき施策とその進捗をモニターする K P I 及びその目標を次のとおり設定する。

### 1) 持続可能な都市構造への転換と公共施設のストックの適正化

人口減少・高齢化が進行する中、持続可能な都市構造を実現し、必要な機能を維持しつつ、公共施設のストックの適正化や国公有財産の最適利用を図ることが求められている。その際に、将来の維持管理コストや未利用資産等に関する情報を見える化し、住民自らが地域の将来像を選択でき、それを実現できる枠組みを整える必要がある。また、その手法として、コンセッションなど多様な PPP/PFI 手法を可能な限り活用し、コスト抑制を図りつつ、民間の資金やノウハウが活かされる新たなビジネス機会を拡大していく。

このため、まずは、立地適正化計画の作成を通してコンパクトで持続可能な都市像を地域で共有する。2020（平成 32）年までに全国 150 市町村での作成を目標としその進捗を管理する。また、計画の具体化を促し、居住誘導区域内での人口の占める割合が増加している市町村数等により、施策効果の発現状況を確認していく。さらに、コンパクト化による経済財政面や健康面などの効果を市町村がモニターできるよう指標を開発・提供し、市町村による成果の見える化を促す。

次に、必要な機能を維持しつつ、公共施設等の集約化・複合化等を図るため、2016（平成 28）年度までに公共施設等総合管理計画を、2020（平成 32）年度までに個別施設計画を全国の地方公共団体で策定することとし、策定した地方公共団体数によりその進捗を管理する。それに併せて、2017（平成 29）年度までの固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備により把握される資産老朽化比率等の指標のほか、住民一人あたりの維持管理に要する経費など、公共施設に関する情報を見える化し、立地適正化計画との調和も図りつつ、ストックの適正化に対する住民の理解を深めていくこととする。

また、国公有地の未利用資産等の有効活用を推進する。未利用資産等や売却可能な資産に関する情報の見える化を進め、これらについて、国と地方公共団体が連携し、民間からの提案も活用しつつ、最適利用の促進を図る。

さらに、公共施設や社会資本の整備・運営への PPP/PFI の積極的な導入を図るため、現行の PPP/PFI アクションプランを見直し、同プラン全体の現行目標の更なる拡充を 2015（平成 27）年度内に行う。2016（平成 28）年度内に、国及び人口 20 万人以上の地方公共団体において、地域の実情を踏まえた多様な PPP/PFI の手法の導入を優先的に検討する仕組みを構築するほか、PPP/PFI 手法の開発・普及を図る地域プラットフォームの全国的な体制整備を計画的に展開する。PPP/PFI 事業の導入件数、コスト抑制効果などモニターする仕組みを 2015（平成 27）年度内に構築する。

## 2) 社会資本整備の基本戦略

### ① ストック効果の最大化を図る社会資本整備

人口減少下においても、ストック効果の高い社会資本整備を進めることにより、経済活動の生産性を向上させ、力強い経済成長を実現しなければならない。厳しい財政制約のもと、これを実現するためには、限られた予算を効果的に活用する「賢く投資・賢く使う」インフラマネジメント戦略へ転換を図っていく必要がある。

このため、社会資本整備重点計画（2015（平成 27）年閣議決定）に基づき、新規投資については、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への「選択と集中」により、ストック効果の高い事業を厳選していく。ストック効果の評価手法を整備し、PDCAサイクルの徹底によりその実現を確実なものとする。個別公共事業の効率性や実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事前評価、事後評価を引き続き実施するほか、維持管理費用の更なる見える化や交付金事業への評価制度の適用も検討するなど、人口減少下における適切な事業評価を追求する。

一方、既存施設については、限られた予算の中、その機能を最大限に活用しつつ、社会資本ストックの維持管理・更新費用の増加を効果的に抑制し、良好な状態を維持する戦略的なメンテナンスを進める。このため、インフラ長寿命化計画を国、地方公共団体で策定し、中長期的な取り組みの方向性を明らかにした上で、計画的な維持管理更新を着実に進める。また、メンテナンス産業の育成・拡大を図るため、民間資格の登録制度を整備することにより維持管理・更新を担う技術者の育成・確保を図るほか、インフラメンテナンス国民会議（仮称）を 2016（平成 28）年度中に発足させ、産官学が連携し、新技術の掘り起こし等を図っていく。

## ② 現場における担い手・技能人材に係る構造改革等

建設産業の担い手の高齢化や若手入職者の減少が進む中、技能労働者の中長期的な人材確保と育成にむけた構造的な改革や、新技術・新工法の活用等による建設生産システムの生産性の向上を図ることが求められる。

このため、社会保険等未加入対策の徹底（2017（平成 29）年を目途に建設業許可業者の加入率 100%）や適正な賃金水準の確保、技能労働者の経験を蓄積するシステムの構築（2017（平成 29）年度本格運用を目指す）などを通じ技能労働者の処遇改善を図る。また、若者や女性の更なる活躍を推進し、その進捗にあたっては、若年技術者を新規に雇用する企業数をモニターするとともに、女性の技能労働者の倍増（2019 年/2014 年比）を目指す。さらに、債務負担行為の活用や、工事着手時期の柔軟な運用により施工時期の平準化を図るほか、新技術・新工法を公共工事で積極的に活用・評価することによる、省力化・効率化等を通じて、建設生産システムの生産性の 5 割の向上を目指す。

## （3）地方行財政改革・分野横断的な取組

### 【ポイント】

- ・地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出すため、まち・ひと・しごと創生事業費の配分の成果へのシフトやトップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映）の導入により、インセンティブ改革を推進
- ・自治体の頑張りによる経済効果の評価項目として、賃金上昇率、設備投資増加率等をモニタリング
- ・自治体の住民一人当たり行政コストの性質別・目的別の「見える化」や固定資産台帳の整備等を通じたストック情報の「見える化」
- ・都道府県別の一人当たり行政コストとその財源内訳（地方税・地方交付税・国庫支出金等）の「見える化」を行い、比較可能な状態にすることで、その経年変化をモニタリング
- ・インプットの成果としてのアウトカム（費用対効果）をチェックする仕組みの構築
- ・業務改革モデルプロジェクトや標準委託仕様書の作成により、公共サービスのイノベーションや公的サービスの産業化につながる適正な民間委託等を加速
- ・自治体のクラウド化や業務改革による公共サービスのイノベーションの一層の促進、自治体における IT 戦略等を推進する人材の育成や C I O の役割を果たす人材の確保の支援

計画が定める目標及び目安に向けて、国と概ね同水準の歳入・歳出規模を有する地方についても、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国の取組と基調を合わせた歳出改革・効率化、地方自治体の経営資源の有効活用を地方の意見も聞き

ながら進める。また、公共サービスの効率化と質の向上を同時に実現するためには、ITの活用による業務改革やアウトソーシング等を通じた民間の知恵の活用、公共サービスに係る「見える化」の推進や行政改革等に、国・地方を通じ歳出分野横断的に取り組む。

## 1) 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

(取組方針・時間軸)

地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出すため、まち・ひと・しごと創生事業費へ自治体の取組の成果を一層反映するとともに、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組(トップランナー方式)を進めることなどインセンティブ改革を進め、地方交付税をはじめとした地方財政制度の改革に取り組む。

「見える化」を促進する公営企業会計の適用拡大や、事業廃止・民営化等を含む抜本的な改革の検討、経営戦略の策定を通じた経営基盤強化、第三セクター等の経営健全化に向けた取組等を通じ、公営企業・第三セクター等の経営の改革を進める。また、地方創生の取組支援のための新型交付金の創設・活用に取り組む。改革を進めるに当たっては、地域住民を巻き込みその理解と協力を得るとともに、自治体の置かれた地理的条件は多様であることや、義務的経費の削減は自治体だけでは行えないこと等にも留意する。

まち・ひと・しごと創生事業費について、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、成果を反映した配分を集中改革期間の後には、5割以上とすることを目指す。トップランナー方式の導入は、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている自治体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)を検討対象とし、このうち庶務業務、情報システムの運用などの16業務については2016年度に着手し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映を進める。地方財政制度に係る改革の経済効果を検証する中で、自治体の頑張りによる経済効果の評価項目として、賃金上昇率や設備投資増加率等をモニタリングしていく。公営企業・第三セクターの改革については、既に総務省から自治体に対して各種指針の発出・要請等が行われており、これを踏まえ、計画期間内のできるだけ早期に取組を進める。新型交付金は2016年度予算で創設し、自治体が設定したKPIの達成状況を毎年度モニタリングしながら翌年度以降の事業の採択に反映させる。

(KPI)

まち・ひと・しごと創生事業費に占める成果反映配分の割合や地方交付税の算定に使用している指標の推移、トップランナー方式の対象業務の拡大状況、また、公営企業の経営戦略の策定率等を把握することにより、地方創生、地方行財政改革の進捗状況や効果を確認する。重点事業(下水道・簡易水道)における公営企業会計の適用団体数(人口3万人以上)、経営戦略の策定率や収支赤字事業数の減少を確認するとと

もに、収支、繰出金等の指標を用い、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する。新型交付金の経済・財政効果等を検証する。

## 2) 地方行財政の「見える化」

(取組方針・時間軸)

「見える化」は、行政サービスをめぐる問題の所在、改革の必要性や方向性を共有するための基盤的なインフラであることにかんがみ、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報など地方財政の全面的な「見える化」を進める。

自治体の住民一人当たり行政コストを性質別・目的別に網羅的に「見える化」し、当該自治体における経年比較や類似団体との比較を可能にすること、公共施設等総合管理計画の策定と集約化・複合化等を推進すること、地方公会計（固定資産台帳）の整備に合わせて「資産老朽化比率」を明らかにし、将来負担比率との「組合せ分析」を行うことなどによりストック情報を全面的に「見える化」すること等に取り組む。地方交付税（都道府県分）の基準財政需要額の内訳等を公開するとともに、地方交付税の配分の考え方・内容の詳細、経年変化について市町村分も含め公表すること等を集中改革期間中を通じて着実に実施する。あわせて、公営企業会計の適用を推進するとともに、公共施設等の集約化・複合化等の成果の検証を行う。

法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野（例えば、医療、介護、教育等）におけるパフォーマンス指標や公共サービス関連情報の「見える化」と関係法令の見直し、それを踏まえた国庫支出金・地方交付税の配分等の見直しを行うとともに、都道府県別の一人当たり行政コストとその財源内訳（地方税・地方交付税・国庫支出金等）の「見える化」を行い、比較可能な状態にすることで、その経年変化のモニタリング等を行う。その際都道府県とも、域内の基礎自治体の情報を共有し、連携して取り組む。あわせて、パフォーマンス指標の見える化を通じインプットの成果としてのアウトカム（費用対効果）を明らかにし、チェックする仕組みを構築する。

(KPI)

公共施設等総合管理計画を策定した自治体数を100%にすることを目指して推進するとともに、これらのうち施設の集約化・複合化等を実施した団体の割合や、資産老朽化比率についても検証する。固定資産台帳・統一的な基準による地方公会計を整備した自治体数を100%にすることを目指して推進する。重点事業（下水道・簡易水道）における公営企業会計の適用団体数を確認することにより、公営企業会計を全面的に「見える化」する。加えて、都道府県別の一人当たり行政コストとその財源内訳（地方税・地方交付税・国庫支出金等）の「見える化」を行い、その経年変化のモニタリング等を行う。

## 3) 地方行政分野における改革



(取組方針・時間軸)

公共サービスのイノベーションや公的サービスの産業化にもつなげる民間の大胆な活用による適正な民間委託等を加速するとともに、公共サービスの広域化の取組を進める。

住民サービスに直結する窓口業務や業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務に焦点を当て、民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながらICT化やアウトソーシングなどの業務改革を一体的に行うため、2016年度から3年間「業務改革モデルプロジェクト」を実施する。希望する自治体の協力を得ながら、窓口業務に関する標準的な業務フローと標準委託仕様書の作成に2016年度から取り組む。また、計画期間中を通じ連携中枢都市圏や定住自立圏の形成促進を行う。

(KPI)

窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を2020年度までに倍増させる。標準委託仕様書の活用等に参画するモデル自治体数の目標を設定することで、同仕様書が多くの自治体の意見を反映した質の高いものになることを確保する。連携中枢都市圏・定住自立圏の圏域数の目標を設定し、拡大を図るとともに、社会人口増減などの指標を用い、圏域の形成の効果を検証する。

#### 4) IT化と業務改革、行政改革等

(取組方針・時間軸)

IT化と業務改革を通じて国・地方の行政サービスの効率性と質の向上を図る。マイナンバー制度の活用や国による自治体のIT化・BPR推進に向けた取組の促進策の提示、国のオンラインサービス改革・業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合、地方の業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開を進める。あわせて、公共サービスのイノベーションに係る先進事例の全国展開、地方税における徴収対策の推進や国・地方の公務員人件費の総額の増加の抑制に取り組む。

マイナンバー・個人番号カード活用によるオンラインサービス改革や、自治体におけるIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材の確保の支援等を実施するとともに、各府省庁の業務改革と政府情報システムのクラウド化を行う。

「国・地方IT化・BPR推進チーム」による自治体クラウドの取組事例の分析を2016年度中に行い、それを踏まえてクラウド化や業務改革を一層促進する。自治体等の先進事例の全国展開に取り組み、公共サービスのイノベーションを推進する。地方税における徴収対策については2016年度中に徴収事務の共同処理、インターネット公売、電子申告の推進などの取組の効果を整理・分類し、その結果を自治体に対して提供する。公務員人件費については、計画期間中の増加抑制に取り組む。

(KPI)

国においては、政府情報システム数を2018年度までに半減するとともに、各府省

における運用コストを 2021 年度を目途に 3 割圧縮する。地方においては、クラウド導入団体を 2017 年度までに倍増するとともに、地方公共団体における運用コストを 3 割圧縮する。

#### (4) 文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等

##### 【ポイント】

- ・教育効果のエビデンスを重視。教育政策に関する実証研究を推進。その進捗を踏まえ、少子化の進展、学校の課題等を踏まえた教職員定数の中期見通しを提示
- ・国立大学・応用研究への民間資金導入、教育・研究の質の向上を指標化

文教・科学技術分野については、計画において、①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、②民間資金の導入促進、③予算の質の向上・重点化、④エビデンスに基づく P D C A サイクルの徹底を基本方針として、改革を進めることが決定されている。計画にあげられた改革を具体化するために講ずるべき施策とその進捗をモニターする K P I 及びその目標は、以下のとおり。

#### 1) 少子化の進展を踏まえた教職員定数の見通しなど予算の効率化及びエビデンスに基づく P D C A サイクルの徹底

(取組方針・時間軸)

少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ等の学校・教育環境に関するデータ収集及び教育政策に関する実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定、公表、提示するとともに、データや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因を総合的に考慮して予算要求を行い、教育における P D C A サイクルを確立する。

2015 年度中に教育政策に関する実証研究の推進体制を構築し、2016 年度から着手する。データ収集や実証研究の進展等を踏まえ、2018 年度までに教職員定数の中期見通しを策定する。これらの取組を踏まえ、2020 年度までに教育における P D C A サイクルを確立する。

(K P I)

教員の総勤務時間及びそのうちの事務業務の時間について、2017 年調査においていずれも 2013 年比減とする。

O E C D ・ P I S A 調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持・向上するなど、初等中等教育の質の向上を測る K P I を設定する。

#### 2) 国立大学・応用研究への民間資金の導入促進及び予算の質の向上・重点化

(取組方針・時間軸)

国立大学・公的研究機関と民間企業との共同研究の促進等による民間資金導入の促進、国立大学の寄附金収入の拡大など財源の多様化、有能な人材の流動化、研究設備

の共用化等を図る。

上記の取組内容について、2015年度中に策定する第3期国立大学法人中期目標・計画（2016～2021年度）及び第5期科学技術基本計画（2016～2020年度）に関連内容を位置付け、各内容の進捗・達成状況について進行管理を行う。

（KPI）

民間資金の導入を測るKPIとして、2020年に企業から大学等・公的研究機関への研究費総額を近年平均比1.2倍、国立大学における寄附金受入額を2014年度比1.3倍、企業と大学等の共同研究金額を2013年比1.5倍とする。

世界大学ランキングについて計画期間を通じてトップ100に我が国大学を10校以上とする、第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成するなど、高等教育の質の向上を測るKPIを設定する。

大学改革と競争的研究費改革の一体的推進などを通じて我が国の研究の質の向上を図ることが重要であり、研究の質の向上を測るKPIとして、2018-2020年の我が国の総論文数に占める被引用回数Top10%論文の割合を10%以上とする。

### 3) その他の分野

（外交）

（i）ODA

ODAについては、諸外国に比して厳しい財政状況等を勘案し、重要な外交手段の一つとして適正・効率的かつ戦略的活用に取り組むこととしており、本年2月に閣議決定された開発協力大綱を踏まえ、PDCAサイクルの強化及び評価等に関する情報公開を促進するとともに、官民連携による開発協力を推進していく。「質の高いインフラ」の展開や中小企業等の海外展開支援等によって、民間部門主導の成長を促進し、開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進するとともに、日本経済の力強い成長にもつなげていく。

（ii）国際機関等への拠出

国際機関への拠出については、評価の基準・指標を明らかにした上で、拠出を行っている国際機関全般に対して、毎年の予算概算要求に向け、多面的・定量的な評価を行い、拠出の妥当性を検証し、その結果を翌年度概算要求に反映する。個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金については、プロジェクト毎の成果目標の公表及び達成状況のフォローアップを行う。こうした取組を通じ、メリハリのついた予算配分を行い、事業の一層の効率化を図る。今後、評価方法や評価対象等につき外部有識者の意見を聴取する等して、更なるPDCA強化・透明性確保を図る。

（安全保障・防衛）

（iii）効率化への取組、調達改革に係る取組等

「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」（平成25年12月17日閣議

決定)に基づき、防衛力整備の着実な推進とともに、①長期契約を活用した装備品等及び役務の調達、②維持・整備方法の見直し、③装備品のまとめ買い、④民生品の使用・仕様の見直し等の調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、平成26年度～平成30年度において7,000億円程度の縮減を目標とする。  
(集中改革期間においては約4,810億円の縮減を目標とする)。

また、新設された防衛装備庁を中心に、①プロジェクト管理手法の導入、②PBLの適用拡大、③随意契約の適用可能範囲の類型化、④特別研究官の活用による新しい契約制度の構築、⑤安全保障技術研究推進制度の推進などを行い、調達改革の一層の推進を図る。

### 3 実効的なPDCA構築

改革工程表・KPIは、これらに基づいてPDCAを実効的に回していくことが極めて重要である。担当省庁において着実に取組を進めるとともに、本委員会としては、適時適切に進捗管理、点検、評価を行い、主要課題については逐次経済財政諮問会議へ報告していくこととしたい。

実効的なPDCAを構築するには、的確なチェックがなされ（タイミングの適切さ、十分なデータや情報に基づくこと、内容が客観的でかつ实际的であるなど）がなされ、その結果が次のアクションとプランニングに確実に反映される（施策の進捗状況、効果の発現状況などを踏まえながら、改革工程やKPIの内容、目標値等を適切に見直すなど）ことが必要である。以下のような諸点から、強化や改善、高度化に向けた取組を継続していく。

各省庁の各種施策、事務・事業に係るPDCAについては、既に毎年度実施されている政策評価や行政事業レビューの仕組みが動いており、経済・財政再生計画のPDCAを回していくに際しては、これらの取組と有機的に連携を図っていく。

一方で、経済・財政再生計画のPDCA独自の視点も重要である。人々の気付きや行動変化に働き掛けようとする改革について、短期的な効果を期待することは難しいが、中期的には大きな改革効果が発現される可能性もある。そこで、毎年度の取組状況や指標のチェックとともに、複数年度にわたる視点からも点検・評価していく必要がある。データや、各種の行政情報、必要に応じてアンケートやヒアリング等も組合せながら、タイムリーに改革の進捗を巡る状況を必要十分に把握することが重要である。

点検・評価は現場の変化を高い感度で探知するものでなければならない。人々の行動変化を促すことによって公共サービスの需要・供給構造に変化を生じさせるという所期の成果につながっているのかどうか、それは持続的な動きとなっているのか、そうした変化は必ずしも統計だけでは把握できない面もあると考えられる。現場の視察、意見交換などの方法も積極的に取り入れていくべきであろう。

PDCAの実効性を高めるには、点検・評価自体の質を高めていく取組が重要となる。そうした意味で、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めていく必要がある。オープンデータ化を通じて、外部の識者による検証や分析の裾野が広がり、そうした検証や分析を取り入れていくことによって、評価の手法の高度化や多様化が進むことが期待される。また、政策効果の測定につながるような統計等の公表を早めていく努力も重要である。

単年度と複数年度のPDCA、ミクロの点検とマクロの評価、行政自らによる評価と外部の検証・分析などを適切に組み合わせながら、計画の目標達成に向けて、中期的に実効性があがるPDCAを構築していかなければならない。

本報告は、本委員会の第一のミッションである、計画に掲げられた改革の具体化、改革工程とKPIの設定に関する第一次報告である。本委員会は、更に、この改革工程に係るPDCAを構築したうえで、改革の進捗状況を評価、点検し、その結果を経済財政諮問会議へ報告する任務を担う。計画の目標達成が視野に入ってくるよう、引き続き鋭意検討を進めていく。

#### [用語の解説]

本プログラムは、①経済再生と財政再生を相対立するのではなく両立させるべき関係と位置づけるとともに、その進め方についても、②トップダウンではなく、個々の改革の取り組みと関係者・現場の創意工夫を重んじるボトムアップに拠るものである。こうした①の両立する目標を②のボトムアップで実現しようという際のアプローチが、i) 公的サービスの産業化、ii) インセンティブ改革、及びiii) 公共サービスのイノベーションである。また、これらのアプローチに実効性を与える鍵となるのが「見える化」である。

##### ・ 公的サービスの産業化

公共サービス（行政が提供するサービスのほか、医療・介護、子育てなどの公的保険制度や公費負担によって提供される社会保障サービスを含む。）やそれと密接に関わる周辺サービスについて、民間企業等が公的主体と協力して担うことによって、サービスの選択肢の多様化、サービスの効率化を図るとともに、新たな成長のタネを発掘・伸長させること。

##### ・ インセンティブ改革

公共サービスの質の向上に取り組む必要性に対する気付きを広げ、現状を変えていく動機付けを付与することによって、住民や保険者、企業等の行動変化につなげ、公共サービスの量的な増大を抑制するとともに、経済・財政の再生に向けた前向きな改革を促すこと。

##### ・ 公共サービスのイノベーション

公共サービスに対する需要・供給構造に関する情報や地域間、保険者間の差異に関する情報等の見える化を進めることや、公共サービスに係る業務の簡素化・標準化、先進的な取組の普及・展開を進めること。

# 經濟・財政再生計画 改革工程表(案)

# (目次)

## 1. 社会保障分野

- 医療・介護提供体制の適正化
- インセンティブ改革
- 公的サービスの産業化
- 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化
- 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革
- 年金
- 生活保護等

## 2-1. 非社会保障分野(社会資本整備)

- コンパクト・プラス・ネットワークの形成
- 公共施設のストック適正化
- 国公有資産の適正化
- PPP/PFIの推進
- ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進
- 社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等

## 2-2. 非社会保障分野(文教・科学技術)

- 少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル
- 民間資金の導入促進
- 予算の質の向上・重点化

## 3. 制度・地方行財政分野

- 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革
- 地方行財政の見える化
- 地方行政分野における改革
- IT化と業務改革、行政改革等

## 4. その他

- ODAの適正・効率的かつ戦略的活用
- 国際機関への拠出
- 防衛関係費の効率化

経済・財政再生計画 その他の検討項目



# 1. 社会保障分野

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度		2017年度	2018年度				
医療・介護提供体制の適正化	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<b>&lt;①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)&gt;</b>								
	必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒しで策定						地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携を推進(療養病床に係る地域差の是正等)		
	病床機能分化の進捗評価等に必要な病床機能報告制度について、2016年10月の次期報告時まで用いることができるよう、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて、関係の検討会において検討し、策定						見直し後の基準による病床機能報告を実施		
	<b>&lt;②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討&gt;</b>								
地域差是正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施						地域差是正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応			
厚生労働省の「療養病床の在り方等に関する検討会」において、地域医療構想ガイドラインにおいて在宅医療等に対応するとされた者についての医療・介護サービス提供体制上の対応、2017年度末で廃止が予定されている介護療養病床の取扱い等について検討し、具体的な改革の選択肢を整理		介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論		関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)		療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進			
								2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数【47都道府県】	地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
医療・介護提供体制の適正化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>&lt;③医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討&gt;</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）</p> </div> <p>&lt;④地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点踏まえた医師・看護職員等の需給について検討&gt;</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「地域医療構想」も踏まえつつ、医療従事者の需給について、検討会を設置して、検討し、結論</p> </div>						<p1参照>	<p1参照>	
	《厚生労働省》								

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

2014・2015年度 《主担当府省庁等》		集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017 年度	2018 年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
医療・介護提供体制の適正化	<p>&lt;⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正&gt;</p> <p>&lt;⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が27年度中に標準的な算定方式を示す。(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)&gt;</p>									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施</li> <li>・その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定</li> <li>・医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定</li> <li>・2015年度内に医療費適正化基本方針を告示</li> </ul>		<p>各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定(本来の策定期限は2017年度末)</p>			<p>各都道府県において、第3期医療費適正化計画(策定時から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進</p>				
	<p>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすいかたちで定期的に公表する</p>									
《厚生労働省》									<p>外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】</p> <p>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数【おおむね半数】</p> <p>外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標(後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】)</p>	<p>医療費適正化計画の2023年における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】</p> <p>主要疾病に係る受療率、1件当たり日数、1件当たり点数等の地域差【見える化】</p>
										5

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
医療・介護提供体制の適正化	<b>&lt;⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築&gt;</b>						地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 【100%】 在宅医療を行う医療機関の数【増加】 介護予防・日常生活支援総合事業の実施者 【100%】 在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施者 【100%】	在宅サービス利用者割合【見える化】
	第6期介護保険事業(支援)計画(2015～2017年度)に基づき、推進		第7期介護保険事業(支援)計画(2018～2020年度)に基づき、推進					
	第6次医療計画(2013～2017年度)に基づき、推進		第7次医療計画(2018～2023年度)に基づき、推進					
	次期介護保険事業計画及び次期医療計画の同時策定							
	平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施	在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進						
		看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る						
	<b>&lt;⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討&gt;</b>							
	人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討	相談対応を行う医療従事者の育成研修を全国的に実施		国民に対する意識調査を実施した上で、検討会を設置し、さらに必要な施策等について検討し、順次実施				
	《厚生労働省》							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度				
医療・介護提供体制の適正化	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>							
	<p>&lt;⑨かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討&gt;</p> <p>かかりつけ医機能の更なる強化に向け、地域包括診療料等の普及に向けた必要な要件見直し等について、中医協において検討し、平成28年度診療報酬改定で対応</p>							
	<p>かかりつけ医の普及の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合における定額負担を導入することについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p>	<p>外来の機能分化を進める観点から、紹介状なしの大病院受診に対する定額負担を2016年4月から導入</p>	<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）</p>				<p>かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況【増加】</p>	<p>大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合【500床以上の病院で60%以下】</p> <p>患者が1年間に受診した医療機関数【見える化】</p>
	<p>&lt;⑩看護を含む医療関係職種の評評価・質向上や役割分担の見直しを検討&gt;</p> <p>特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援</p>							
	<p>臨床検査技師及び診療放射線技師の追加された業務範囲の内容の現場における実施状況に関する検証等の方法を研究</p>							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度				
医療・介護提供体制の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜①都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組＞</p> <p>＜(i)改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分＞</p> <p>病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分</p> <p>2015年度における病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分の取組を、2016年度以降も継続</p> <p>＜(ii)医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討＞</p> <p>高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用方策について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる</p> <p>＜(iii)機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応＞</p> <p>7対1入院基本料算定要件の見直しを含む機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価について、中医協において検討し、平成28年度診療報酬で対応</p> <p>平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応</p> <p>＜(iv)都道府県の体制・権限の整備の検討 等＞</p> <p>都道府県の体制・権限の在り方について、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる</p>							
	《厚生労働省》							

病床の機能分化を踏まえた入院基本料等の算定状況等(7対1入院基本料を算定する病床数【縮小】、患者数【縮小】)

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度					2018年度
インセンティブ改革	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜⑫全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築＞</p> <p>保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p> <p>個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p>							加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術（ICT）等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者【100%】	健康寿命 【2020年までに1歳以上延伸】  生活習慣病の患者及びリスク者 【2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制1000万人】
	<p>＜⑬国保において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映＞</p> <p>＜⑭保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計＞</p> <p>＜(i)2018年度までに国保の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立＞</p>							かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数【800市町村】、広域連合の数【24団体】	【2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】 【2022年度までに高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）男性134mmHg、女性129mmHg】
	<p>保険者の医療費適正化への取組を促すための指標（後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等）を検討し、2015年度中に決定</p>	<p>・新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国保の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始</p> <p>・保険者努力支援制度の具体的な仕組み（評価指標、支援額の算定方法等）を検討し、2018年度までに運用方法を確立</p>				<p>国保の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施</p>		<続く>	<続く>
	<p>＜(ii)国保保険料に対する医療費の地域差の一層の反映＞</p> <p>国保財政の仕組みの見直しの基礎的枠組みを2015年度中に決定</p>	<p>新たな仕組み(※)の実施に向け、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を2017年度中に実施</p> <p>※2018年度から、都道府県が国保の中心的な役割を担い、各市町村は都道府県から賦課された納付金を支払うための保険料を決定することとなるが、その中で各市町村の保険料水準に影響を与える納付金に医療費の地域差が反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含め、国保財政の仕組みを見直す</p>				<p>新たな仕組みを2018年度より施行</p>		<続く>	<続く>



# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
インセンティブ改革	<p>＜④保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計＞                      ＜(iii)健康組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化＞</p>								
	<p>保険者の医療費適正化への取組を促すための指標(後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等)を検討し、2015年度中に決定</p>	<p>制度の運用面での強化に向けた加算・減算幅等の制度設計(※)                      ※①保険者の特性を考慮すること、②複数の指標による総合的な評価をすること、③より多くの保険者に広く薄く加算するとともに、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組みへと見直すこと等                      を検討</p>				<p>健保組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施</p>			
	<p>＜(iv)医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方 等＞</p>								
	<p>診療報酬支払基金において、2015年度末までに、新たな業務効率化等に関する計画を策定</p>	<p>業務効率化等に関する計画に基づき、取組を推進</p>				<p>健保組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施</p>			
<p>国保連合会において、業務の効率化等について中期経営計画等による取組を推進</p>									
<p>《厚生労働省》</p>									
							<p>地域と職域が連携した予防に関する活動を行う保険者協議会の数を【47都道府県の協議会】</p> <p>後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】</p>	<p>健診受診率(特定健診等)                      【2017年度の特定健診受診率70%以上、2020年までに健診受診率(40～74歳)を80%以上(特定健診を含む)】</p> <p>後発医薬品の使用割合                      【2017年央70%、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】</p>	

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度					2018年度
インセンティブ改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑮ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進＞</p>								
	ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援になる仕組み等の実施に係るガイドラインを2015度中に策定	ガイドラインに基づき、各保険者においてヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与の取組を順次実施						<p>予防健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体（国保保険者等）の数【800市町村】</p>	＜p7・8参照＞
	<p>＜⑯セルフメディケーションの推進＞</p>								
健康サポート薬局について、関係検討会において、健康サポートの基準や公表の仕組みについて2015年9月に取りまとめ	2016年度から地域住民の主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する「健康サポート薬局」の公表制度を施行						<p>予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険の保険者の数【600保険者】</p>		
<p>医療用医薬品の有効成分のうちスイッチOTC化が適当と考えられる候補品目について、医学・薬学の専門家、消費者等の多様な主体で構成する評価検討会議を設置し、新しい評価スキームの運用を行う</p>									
<p>《厚生労働省》</p>									

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度		2017年度	2018年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>＜⑰要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討＞</p>							
		第3期介護保険給付適正化計画(2015～2017年度)に基づき、各保険者において給付費適正化の取組を推進				第4期介護保険給付適正化計画(2018～2020年度)に基づき推進			
インセンティブ改革	要介護認定率や一人当たり介護費等の地域差分析について、「医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ」等において議論	市町村へ専門家を派遣するモデル事業を実施し、効果的な介護費用分析や給付費適正化のための手法を検討		<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル事業の取組も踏まえて、費用分析や適正化手法の検討を進め、2017年度前半までにガイドラインをとりまとめ</li> <li>費用分析や適正化手法を普及するとともに、更なる効果的な保険者支援の取組を検討・推進</li> </ul>				地域差を分析し、給付費の適正化の方策を策定した保険者【100%】	年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【縮小】 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)【縮小】
		自立支援に資する適切なケアマネジメントに向けた手法の検討を目的に、モデル事業を実施		モデル事業の取組を踏まえ、2017年度中に効果的・効率的なケアマネジメントに向けた標準的な手法に関するガイドラインを作成・公表、普及に向けた取組を推進					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域差の分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化</li> <li>保険者機能の強化や市町村による給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</li> </ul>		関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)					
		地域包括ケア「見える化」システムを通じて公表 2次リリース(6月予定):年齢調整済み指標 3次リリース(2月予定):既存指標の充実及び拡充							
	《厚生労働省》	国において、介護給付費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、国民に分かりやすいかたちで定期的に公表							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
インセンティブ 改革	<⑩高齢者のフレイル対策の推進>		後期高齢者の特性に応じて、専門職(管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、保健師等)が、対応の必要性の高い後期高齢者に対して相談や訪問指導等のモデル事業を実施			本格実施		低栄養の防止の推進など高齢者のフレイル対策に資する事業を行う後期高齢者医療広域連合数【47広域連合】	がん検診受診率 【2016年度までにがん検診受診率50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%)】
	効果的な栄養指導等の研究		専門家や関係者による検討ワーキングチームにおいて、事業内容の効果検証等を実施						がんによる死亡者 【がんの年齢調整死亡率を2016年度までの10年間で20%減少】
	<⑨「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進>							がん検診の受診勧奨等の取組について評価・改善等を行う市区町村【100%】	※2017年度以降は次期がん対策推進基本計画で策定する目標値
	「がん対策加速化プラン」を2015年中を目途に策定		「がん対策推進基本計画」(2012～2016年度)に基づく取組を「がん対策加速化プラン」によって加速化			次期「がん対策推進基本計画」に基づく取組を推進			
			次期「がん対策推進基本計画」の検討、策定						
	<<厚生労働省>>								

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度				
公的サービスの産業化	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>							
	<p>＜②民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開＞</p> <p>・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択</p> <p>・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ</p>	<p>民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施(データヘルス計画第1期)</p>			<p>第1期における優良事例の要素を反映し、さらに効果的・効率的な取組を推進(データヘルス計画第2期)</p>		<p>好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】</p> <p>データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p> <p>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p>	<p>各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】</p>
	<p>＜②医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等＞</p> <p>＜(i)障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施＞</p> <p>＜(ii)事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進＞</p>							
	<p>医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応</p> <p>・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応</p> <p>・薬局・薬剤師を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知</p>						<p>健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】</p> <p>協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】</p> <p>保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】</p>	
<p>介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を2015年度中に策定</p>	<p>「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を活用し、取組を推進</p>							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
公的サービスの産業化		<p>&lt;②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上&gt;</p> <p>地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援</p>							
	介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等の内容とする社会福祉法等一部改正法案提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援の実施</li> <li>・離職した介護福祉士の届出システム整備等による円滑な再就業支援の実施</li> </ul>							地域医療介護総合基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施 都道府県数【47都道府県】、計画の目標(研修受講人数等)に対する達成【100%】
	2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方を検討。</li> <li>・ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類削減に向けて対応可能なものから実施</li> <li>・ICTを活用した効果的・効率的なサービス提供モデルの普及等、介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映</li> <li>・福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進</li> </ul>							
	《厚生労働省》								

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
公的サービスの産業化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<b>&lt;㊸マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組&gt;</b> <b>&lt;(i)医療保険のオンライン資格確認の導入&gt;</b>							
	具体的なモデル案やその実現方策、費用対効果等を検討するための調査研究実施	医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入の実施に向けた準備		医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入				
	<b>&lt;(ii)医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上&gt;</b> 医療等分野の番号の具体的な制度設計等について、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」において、2015年末までに一定の結論を得る	医療等分野における番号の段階的運用の実施に向けた準備		オンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始、2020年までに本格運用を目指す			-	-
<b>&lt;(iii)医療等分野における研究開発の促進&gt;</b> 既存の医療情報の各種データベースの連結・相互利用を可能にすること等について、臨床研究等ICT基盤構築研究事業により検討			プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施					
《厚生労働省》								

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	《厚生労働省》 通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会							
	<④世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討> <(i)高額療養費制度の在り方>							
	外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論				関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる			
	<(ii)医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方>							
	医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論							
<(iii)高額介護サービス費制度の在り方>								
高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論				関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる				
<(iv)介護保険における利用者負担の在り方 等>								
介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論				関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)				



# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜⑤現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討＞</p> <p>＜(i)介護納付金の総報酬割＞</p> <p>社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）</p> <p>＜(ii)その他の課題＞</p> <p>現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討し、結論</p> <p>＜⑥医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討＞</p> <p>医療保険において、介護保険における補足給付と同様の金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの適用拡大を行うことについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）</p> <p>マイナンバーの活用については、改正マイナンバー法（公布日（H27.9.9）から3年以内に施行予定）による預金口座への付番開始後3年を目途とする見直しの検討に併せて、実施上の課題を検討</p>							
	《厚生労働省》							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討＞                      ＜(i)次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討＞</p>							
	軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論		関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる (法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)				-	-
	軽度者に係る生活援助及び福祉用具貸与、住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論		関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる				-	-
	軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論		関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる				-	-
	《厚生労働省》							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017 年度	2018 年度					
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>&lt;⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討&gt;                      &lt;(ii)医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す&gt;</p>									
	費用対効果評価について、評価対象の選定方法や評価結果の活用方法等について、平成28年度診療報酬改定での試行的導入に向けて検討、結論		試行的な導入の結果を踏まえ、速やかな本格導入に向けて、費用対効果評価に用いる費用と効果に関するデータの整備方法や、評価結果に基づく償還の可否判断の在り方等について、施行の状況も踏まえた更なる検討、診療報酬改定における適切な対応							
	<p>&lt;(iii)生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の方等について、費用対効果評価の導入と並行して、専門家の知見を集約した上で検討し、結論</p>									
	<p>&lt;(iv)市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討&gt;</p>									
	公的保険給付の範囲の見直しや医薬品の適正使用の観点等から、平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等について、その具体的内容を検討し、結論		診療報酬改定において適切に対応							
	スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論		関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる (法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)							
<p>&lt;(v)不適切な給付の防止の在り方について検討 等&gt;</p>										
保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討										

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>＜⑳後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる＞</p>							
		普及啓発等による環境整備に関する事業を実施				2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、さらなる取組を推進			
		診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施	信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化						
						信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報(ブルーブック(仮称))等を公表			
		＜㉑後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討＞							
		国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施							
		＜㉒後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討＞							
		特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置(Z2)の見直しを実施							
		先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目途に結論							
	《厚生労働省》								
							後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約900品目】	後発医薬品の使用割合 【2017年央70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】	

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>＜①基礎的な医薬品の安定供給、創業に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討＞</p>							
		<p>基礎的医薬品の安定供給に必要な薬価上の措置、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の在り方や、先駆け審査指定制度の対象となる医薬品など医療上の必要性の高い医薬品に係る評価の在り方について、平成28年度診療報酬改定で対応</p>							
		<p>2015年9月に取りまとめた「医薬品産業強化総合戦略」等に基づき、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的医薬品等の安定供給の確保等の取組を推進</p>							
		<p>＜②市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化＞</p>							
		<p>薬価について、市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価</p>							
		<p>＜③薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討＞</p>				<p>薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討、遅くとも2018年央を目途に結論</p>			
	《厚生労働省》								

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>&lt;④適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善&gt;</p> <p>医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言(2015年9月)に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進</p> <p>未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応</p> <p>&lt;⑤医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討&gt;</p> <p>関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施</p> <p>関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を2016年度内に検討</p> <p>医療機器の流通改善に係る対応策の実施</p> <p>平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応</p> <p>《厚生労働省》</p>							
							医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率【100%】	200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】  調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】  妥結率【見える化】

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑯かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞</p> <p>かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定</p> <p>「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬局を推進</p> <p>＜⑰平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し＞</p> <p>調剤報酬について、大型駅前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施</p> <p>《厚生労働省》</p>								
							「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】	重複投薬の件数等【見える化】	
							重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上】		

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度					
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑩診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明＞</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>診療報酬改定の内容について、中医協の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知</p> </div>								
	保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・賃金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果などを踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施						-	-	
	《厚生労働省》								



# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017 年度	2018 年度				
年金		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
		<b>&lt;㊸社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討&gt;</b>						
		<b>&lt;(i)マクロ経済スライドの在り方&gt;</b>						
		年金額の改定のルールの見直しについて、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる						
		<b>&lt;(ii)短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大&gt;</b>						
		短時間労働者に対する適用拡大について、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる						
		年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる						
	<b>&lt;(iii)高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方&gt;</b>							
	高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向等を踏まえて、年金受給開始年齢や就労による保険料拠出期間の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる							
	<b>&lt;(iv)高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し&gt;</b>							
	高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる							
	個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論							
	《㊸(iv)の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省》							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
生活保護等		<p>&lt;④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む&gt;                      &lt;⑤生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化&gt;                      &lt;⑥平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し&gt;</p>						<p>就労支援事業等の参加率 【2018年度までに60%】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率 【100%】</p> <p>頻回受診対策を実施する自治体 【100%】</p>	<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>
		生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する							
		頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進							
		生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討							
		生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進							
					平成29(2017)年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)				
	《厚生労働省》								

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><b>&lt;㊤生活困窮者自立支援制度の着実な推進&gt;</b></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】
				平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
	<p><b>&lt;㊤雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討&gt;</b></p> <p>積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる</p>						自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
	《厚生労働省》						※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討	※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討

## 2-1. 非社会保障分野 (社会資本整備)

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
コンパクト・プラス・ネットワークの形成	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><b>&lt;④コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新&gt;</b></p> <p><b>【立地適正化計画の作成促進】</b></p> <p>■ 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の作成を促進</p>							
	都市機能や居住を誘導・集約するための立地適正化計画制度の創設(2014年度)							
	<p>立地適正化計画制度の周知・普及、市町村による同計画の作成に対する予算措置等による支援(2014年度～)</p>							
	《国交省》							
	<p><b>【立地適正化計画の実施促進】</b></p> <p>■ 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の実施を促進</p>							
	予算措置等の創設(2014年度)	立地適正化計画に基づき、誘導施設や公共交通ネットワークの整備など、都市機能の立地誘導等に対する予算措置等による支援						
コンパクトシティ形成支援チーム設置(2015年3月～)	コンパクトシティ形成支援チームを通じた、市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実							
<p><b>【モデルケース化・横展開(2015年度～)】</b></p> <p>目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティによる効果の発揮が期待され、他の市町村の参考となる取組について、関係省庁が連携して支援</p>								
<p><b>【個別市町村の取組の成果の「見える化」、継続的な検証(2015年度～)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対し、経済財政面・健康面など、コンパクトシティ化による多様な効果に関する指標を提供し、他の都市との比較を通じて、これらの効果を事後的に検証することを推奨</li> <li>・支援チームを通じ、市町村における取組の進捗状況や効果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証</li> <li>・健康面の指標の開発は速やかに検討着手</li> </ul>								
《コンパクトシティ形成支援チーム(国交省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文科省、厚労省、農水省、経産省)》								
							立地適正化計画を作成する市町村数【目標：2020年までに150市町村】	立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】
							市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合【目標：三大都市圏90.5%→90.8% 地方中枢都市圏78.7%→81.7% 地方都市圏 38.6%→41.6% ※(2014年度→2020年度)】

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">集中改革期間</div>				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
公共施設のストック適正化	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">通常国会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">概算要求 税制改正要望等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">年末</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">通常国会</div>				
	<p> <b>&lt;①地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割&gt;</b>  <b>&lt;②地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備&gt;</b>  <b>【公共施設等総合管理計画等の策定促進】</b>  <b>■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援</b> </p>							
	計画の策定を総務大臣通知により要請(2014年4月) 《総務省》							
	計画策定経費への特別交付税措置等(2014年度～2016年度)による計画策定の支援 《総務省》							
	公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通し(老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等)を踏まえて策定するよう引き続き促進。 《総務省》							
	公共施設等総合管理計画を策定(～2016年度) 《地方公共団体》							
	地方公共団体が策定する個別施設計画において、計画期間内に要する対策費用の概算等を整理するよう促すとともに、個別施設計画の策定に必要な技術的支援等を実施(2013年～2020年) 《関係省庁》							
	公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標:2016年度末までに100%】  個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標:2020年度末までに100%】							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度					
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜①地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜②地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>【公共施設等総合管理計画等の策定促進】</p> <p>■地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援 (施設の集約・複合化を促すガイドライン等の策定・周知)</p>								
	<p>上水道については、厚生労働省において、人口減少社会の到来等の事業環境の変化に対応した計画的な水道施設の更新に向け、施設の統廃合・再構築の事例(2010年3月策定)やアセットマネジメントの手引き(2009年7月策定)等を周知。引き続き、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の機会を通じて先進事例等の情報共有を図り、水道事業者の取組を促進。</p>								
	《厚労省》								
	<p>汚水処理施設については、国交省、農水省、環境省が共同して「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を2014年1月に策定するとともに、地方公共団体への説明会を開催し、都道府県構想の見直しを要請</p>								
	《国交省、農水省、環境省》								
	<p>学校施設については、文部科学省が「適正規模・適正配置等に関する手引」を2015年1月に策定するとともに、統合を決断した学校への教員定数の加配等の支援策の提供を通じて、適正規模や適正配置に関する地方公共団体の取組を促進</p>								個別施設(道路、公園など各施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率【目標:2020年度末までに100%】)
	《文科省》								
	<p>都市公園については、都市機能の向上等に資する都市公園のストック再編を推進するため、国交省において、統廃合を行う場合の考え方、事例等をとりとめる</p>				ガイドラインとして周知を行う予定				
	《国交省》								
<p>公営住宅については、国交省において、建替えの機会を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する地方公共団体の具体的な取組事例をとりとめる</p>				ガイドラインとして周知を行う予定					
《国交省》									
個別施設計画の策定(～2020年)									
《関係省庁》									

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度					2018年度
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
公共施設のストック適正化	<p>＜①地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜②地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>【公共施設に関する情報の見える化】</p> <p>■ 地方公共団体の保有する公的ストックの状況を「見える化」し、その適切な利用を促す。</p>								
	地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請(2015年1月)	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備(～2017年度)						固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数【目標:2017年度末までに100%】	
	《総務省》	各種研修の実施により地方公共団体を支援							
	公会計のマニュアルの公表	標準的なソフトウェアの提供							
	《総務省》	個別団体ごとの資産老朽化比率や一人あたりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年比較や類似団体比較を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表							
	《総務省》								



# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜①地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜②地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>【公共施設等総合管理計画等の具体化促進】</p> <p>■事業債の活用により地方公共団体が行う公共施設の集約化・複合化等を具体的に支援。</p>							
	<p>除却事業に係る地方債(2014年度～)による施設の除却支援</p>							
	《総務省》	公共施設最適化事業債(2015～17年度)による集約化・複合化支援				活用状況等を踏まえ必要な支援策を実施		
		地域活性化事業債(2015～17年度)による転用支援						
	《総務省》							
	<p>■ 地方公共団体による公共施設の集約化・複合化を含む老朽化対策を促進するための支援を講じる。</p>							
	<p>民間資格の登録制度の創設(2014年度～)や国・地方公共団体の施設管理者が一堂に会する会議の開催(2014年度～)、包括的民間委託の導入に向けた検討の推進等を実施</p>							
	《国交省》							
	<p>維持管理に関する基準・マニュアルの整備や、研修の充実・強化などの技術支援</p>							
《関係省庁》								
<p>防災・安全交付金における長寿命化計画の策定要件化などにより、老朽化対策を財政的に支援</p>								
《関係省庁》								
<p>道路橋等における直轄診断(2014年度～)や道路管理者からの要請に基づく修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業(2015年度～)を実施・支援</p>								
《国交省》								

施設の集約化・複合化等を実施(公共施設最適化事業債等を活用)した地方公共団体数  
【目標: -】

※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする。

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度		2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
公共施設のストック適正化	<p>＜①地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割＞</p> <p>＜②地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備＞</p> <p>■ 総合管理計画の進捗状況や推進に当たっての課題をモニターする仕組みの構築</p>							
	<p>施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省ホームページで公表</p>							
	<p>各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表</p>							
	<p>資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせることで、老朽化対策の進捗状況を見る化</p>							
	<p>《総務省》</p>							
<p>■ 公共施設の集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みの構築</p>								
<p>個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みを構築</p>				<p>仕組みに基づき取組状況を毎年度点検</p>				
<p>《関係省庁》</p>								
<p>(再掲) 施設の集約化・複合化等を実施(公共施設最適化事業債等を活用)した地方公共団体数 【目標: -】</p> <p>※目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする。</p>								

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度					2018年度	
国公有資産の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
	<p><b>&lt;③ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進&gt;</b>  <b>【公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の見える化】</b>  <b>■ 地方公会計の整備等により、国公有資産の見える化を支援</b></p>									
	<p>1) 国公有財産の見える化</p>									
	<p>国公有財産は、原則としてすべての資産情報(売却予定、貸付募集を含む)を公開</p>									
	《財務省》	<p>2) 地方公共団体が保有する資産の「見える化」の促進</p>								
	地方公会計の整備について 総務大臣通知により地方公共団体へ要請 (2015年1月)	<p>固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備(~2017年度)</p>								
	《総務省》	<p>各種研修の実施により地方公共団体を支援</p>								
	公会計のマニュアルの公表	<p>標準的なソフトウェアの開発提供</p>								
	《総務省》	<p>固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用。</p>								
	《総務省》	<p>保有する財産の活用や処分に関する基本方針は、固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で検討</p>								
				《総務省》			<p>(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標:2016年度末までに100%】</p> <p>(再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標:2017年度末までに100%】</p>			

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
国 有 資 産 の 適 正 化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<b>&lt;③ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進&gt;</b> <b>【未利用資産等の活用促進】</b> <b>■未利用資産等の活用促進</b>							
		国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受け付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分 《財務省》						(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標:2016年度末までに100%】	
		公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開 《総務省》						(再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標:2017年度末までに100%】	国有地の定期借地件数 ※目標は設定せず、件数をモニターする。
		<b>■地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検</b> 全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う。(2015年度～) ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う。 《財務省、総務省、国交省等》							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
PPP/PFI推進	<p>＜⑩ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞</p> <p>＜⑪ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞</p> <p>■PPP/PFIアクションプランの推進</p>									
	「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の見直し・拡充(2015年度)	更なる活用・促進(2016年度～)							<p>アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業の事業規模【目標：－】※事業規模の目標の見直しについて本年度内を目途に結論を得る。</p> <p>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各府省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数【目標：2016年度末までに100%】</p>	
	《内閣府PFI推進室、総務省、国交省、厚労省、文科省等》									
	<p>■PPP/PFI手法について、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築</p>									
	PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築(～2016年度)					一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、PPP/PFI手法の優先的検討によるPPP/PFI手法の適用拡大を図る				
《内閣府PFI推進室、総務省、国交省、厚労省、文科省等》										
<p>下水道、公営住宅、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの導入検討の一部要件化を検討・実施</p>										
《国交省》										

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度					2018年度
PPP/PFIの推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑩ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞</p> <p>＜⑪ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞</p> <p>■PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームの全国的な体制整備</p>								
	地域プラットフォームの体制整備 (モデル5都市を選定)	全国への普及を図るため、ブロック単位や他の地方公共団体での地域プラットフォームの立ち上げ、関係省庁等と連携した支援の強化						ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数【目標:181(2018年度)】	
	公的ストック有効活用に取り組んだ先進自治体へのアンケート調査結果の公表	地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進						地域プラットフォームの形成数【目標:47(2018年度)】	
《内閣府PFI推進室、国交省》								PPP/PFI事業が形成された地域プラットフォームの数【目標:-】 ※モニタリング指標 2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する。	
■PPP/PFI事業の進捗をモニターするために、PPP/PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額により、進捗を管理する。									
	国は、PPP/PFI事業を導入した件数、事業総額、導入により見込まれるコスト抑制額を集約・公表(2016年度～)								
	《内閣府PFI推進室》								
								PPP/PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額	

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<b>&lt;⑥ 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用&gt;</b> <b>&lt;⑦ 新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価&gt;</b>							
	<b>【社会資本整備重点計画に基づく持続的な整備】</b> <b>■機能の最大化、高度化、多機能化(賢く使う)や、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への「選択と集中」、ストック効果の評価手法の検討</b>							
	第4次社会資本整備重点計画を策定し、「賢く投資し、賢く使う」ことによりストック効果を最大化する事業に重点化する。ストック効果の評価手法を整備し、その手法を活用して集中改革期間中にストック効果が見える化することにより、PDCAサイクルを徹底する。							
	《国交省、関係省庁》							
	<b>【人口減少下での適切な事業評価】</b> <b>■公共事業における事業評価の実施</b>							
	個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施(1998年度より実施)							
	《関係省庁》							
	<b>■新規事業採択時の評価(事前評価)における維持管理費の見える化</b>							
	直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる見える化を図る。(2015年度～)							
《国交省》								
<b>■地方公共団体が行う交付金に係る事業に関する評価の検討</b>								
地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価のあり方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請								
《国交省》								

社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握

評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業)  
【すでに100%実施されており、今後も継続的に実施】

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p style="text-align: center;"><b>&lt;⑤メンテナンス産業の育成・拡大&gt;</b>  <b>【インフラ長寿命化計画の策定】</b>  <b>■ インフラ長寿命化計画(行動計画(地方公共団体においては公共施設等総合管理計画)及び個別施設計画)の策定</b></p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>インフラ長寿命化基本計画の策定(2013年11月)</p> <p>(1)国 インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定(～2015年度)</p> <p>個別施設計画の策定(～2020年度)</p> </div> <p>《関係省庁》</p> <p>(2)地方</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">公共施設のストック適正化(公共施設等総合管理計画等の策定促進)に関する施策と同じ</p> </div> <p>《関係省庁》</p>								
							<p>(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標:2016年度末までに100%】</p>		
							<p>(再掲) 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標:2020年度末までに100%】</p>		



# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
		<b>&lt;⑤メンテナンス産業の育成・拡大&gt;</b> <b>【メンテナンス産業の育成・拡大】</b> <b>■メンテナンス産業の育成・拡大の基礎となる公共施設等総合管理計画、および個別施設計画については、それらを策定した地方公共団体数で進捗を管理するとともに、メンテナンス技術者を育成・確保するための民間資格の登録制度を活用する。</b>								
		民間資格の登録制度の活用(2015年度～)	民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保							
		《国交省、関係省庁》								
			「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)を設置(2016年度～)	産学官が連携し、民間の新技術の掘り起こしや異業種からの新規参入の促進、産業規模について検討、民間のノウハウの積極的な導入、メンテナンスに係る高度な技術者の育成						登録された民間資格を保有している技術者数 【目標: 2020年度末まで増加傾向】
		「インフラメンテナンス大賞」(仮称)を創設(2016年度～)	インフラメンテナンスにかかるベストプラクティスを普及し、事業者、研究者等の取組を促進							
	《国交省、関係省庁》									
	民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及									
	《国交省》									

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度					
社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>&lt;⑧ 技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保&gt;</b>								
	<b>【建設業の担い手の確保・育成】</b>								
	<b>■ 適正な賃金水準の確保、社会保険等未加入対策の徹底等による技能労働者の処遇改善</b>								建設業許可業者の社会保険への加入率 【目標：2017年度を目途に100%】  「登録基幹技能者制度」(2008年度～)に基づく登録基幹技能者の数【目標：2020年度末まで増加傾向】  女性技術者・技能者数【目標：2019年を目途に2014年比で倍増を目指す】  35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数【目標：-】  ※目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする。
	元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組み等、社会保険未加入対策を徹底								
	《国交省、関係省庁》								
	建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築(2016年度後半に試行運用、2017年度の運用開始を目指す)								
	《国交省、関係省庁》								
	ダumping対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化								
	《国交省、関係省庁》								
<b>■ 若者や女性の更なる活躍の推進、教育訓練の充実強化</b>									
若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰(2015年度～)する等、誇りを持てる環境整備を推進するとともに、技術検定の学科試験(2級)を実務経験なしで受験可能に(2016年度～)									
《国交省、関係省庁》									
女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(2014年度～)等を実践									
教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施(2014年度～)									
《国交省、関係省庁》									

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
		<b>&lt;⑨ 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進&gt;</b>								
		<b>【建設生産システムの生産性の向上】</b>								
		<b>■ 新技術・新工法の活用</b>								
		民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」(NETIS)を運用(2011年度より)							現場実証により評価された新技術の件数 <b>【目標：-】</b> ※数値目標は設定せず、件数をモニターする。	
		《国交省、関係省庁》								
		ICT技術の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る。(2008年度※～)								
		《国交省》								
	生産性の5割の向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握方法や目標達成に向けたプロセスについて検討し、結論を得て、着手する。									
	《国交省》									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報化による建設現場の生産性向上(i-Construction)を図るため、測量・設計から施工さらに管理にいたる全プロセスにおいて情報化を前提に新基準を導入</li> <li>・新基準により生産性向上を促進</li> </ul>									
	《国交省》									
	<b>■ 施工時期等の平準化</b>									
	計画的な事業の進捗管理を行い、工事・業務における適切な債務負担行為の活用や工事着手時期の柔軟な運用等により、年度内の工事量の偏りを抑制									
	《国交省》									

## 2-2. 非社会保障分野 (文教・科学技術)

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<b>&lt;①学校規模適正化と学校の業務効率化&gt;</b> <b>【学校規模適正化】</b>							
	学校規模の適正化に関する各自治体の状況調査・公表 <small>《文科省、都道府県、市町村》</small>	学校規模の適正化に関する各自治体の進捗状況について、統廃合等の件数・経費を含め、調査・公表		取組推進・拡大 得られたデータを教職員定数の見直し作成・提示を含む政策に漸次活用 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大			
	統合による魅力ある学校づくり等のモデル創出に向けた委託研究を実施 <small>《文科省から市町村に委託》</small>			取組推進 取組を通じた研究成果の分析、支援策への反映 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	・学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 【2018年度2/3】 【2020年度100%】		
	学校規模の適正化の好事例を継続的に全国展開、各自治体の取組促進 <small>《文科省、都道府県、市町村》</small>			取組推進。取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大			
時限的な教員加配等の統合校に対する支援 <small>《文科省》</small>			取組推進 実施状況を教職員定数の見直し作成・提示に漸次活用 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大				

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル	【学校の業務改善】	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		教員の業務効率化を進め、教育指導により専念できるよう、教員以外の専門スタッフの学校への配置等を促進				取組推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	・校務支援システムの導入率 【2018年度88% 【2020年度90%	・教員の総勤務時間及びそのうちの事務業務の時間 (2013年調査:週53.9h,5.5h) 【2017年調査においていずれも2013年比減を目標】
		《文科省、都道府県、市町村》							
		学校現場の業務改善ガイドラインの全国普及	ICT活用による校務改善など学校現場の業務改善に関する取組推進、好事例の全国展開、各自治体の取組促進			取組推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大		
《文科省、都道府県、市町村》									

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度			2017年度				
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜②エビデンスの提示＞</p> <p>学校・教育環境に関するデータ(自治体別の児童生徒1人当たりの教職員人件費、学校の運営費、学校の業務改善の取組、学級数別学校数等)について、有識者の協力を得つつ、比較可能な形で調査、公表</p> <p>《文科省、都道府県、市町村》</p>								
	<p>調査を推進・拡大</p> <p>➢得られたデータは都道府県別に見える化するとともに、教職員定数の見直し作成・提示を含む政策に漸次活用</p> <p>取組状況とその成果について中間検証</p>						中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大		
	<p>教育政策に関する実証研究を開始</p> <p>➢各種の加配措置、少人数教育、習熟度別指導等多様な教育政策に関する費用効果分析を含め、研究者・有識者から成る実効性ある研究推進体制の下で、一定数の意欲ある自治体等の協力を得て実施</p> <p>➢中期の継続的な縦断研究及び短期の研究を実施</p> <p>i)多面的な教育成果・アウトカムの測定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等</li> <li>・コミュニケーション能力、自尊心・社会性等の非認知能力</li> <li>・児童生徒の行動</li> </ul> <p>ii)子供の経時的変化の測定</p> <p>iii)学校以外の影響要因の排除等も考慮</p> <p>《文科省、都道府県、市町村》</p>						実証研究を計画的に実施		報告、公表
<p>教育政策に関する実証研究の枠組み・体制等について研究者・有識者の協力を得つつ検討</p> <p>《文科省、都道府県、市町村》</p>						<p>➢得られた研究成果は成果や費用、政策が実施される背景にある環境要因に見える化するとともに、それらを総合的に考慮して教職員定数の中期見直し作成を含む政策形成に漸次活用</p> <p>報告、公表</p>			
<p>全国学力・学習状況調査の研究への活用について、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において、文部科学省からの委託研究等以外でも大学等の研究者が詳細データを活用できるよう、提供する詳細データの内容やデータの管理方法、研究成果の公表の在り方など、具体的な貸与ルールを検討・整備</p> <p>《文科省》</p>						<p>調査を推進・拡大</p> <p>➢得られたデータは都道府県別に見える化するとともに、教職員定数の見直し作成・提示を含む政策に漸次活用</p> <p>取組状況とその成果について中間検証</p>		中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大	

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル	<③教職員定数の見直し>	<p>教職員定数の中期見直しを策定する前提となる事柄について整理</p> <p>➤各種加配措置等の効果について、既存の関連データを十分に活用しつつ、研究者・有識者の協力を得て検討・検証。その結果明らかになった課題は、上記②の実証研究に活用</p> <p>➤少子化の進展(児童生徒数、学級数の減等)及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題(いじめ・不登校、校内暴力、外国人子弟、障害のある児童生徒、子供の貧困、学習指導要領の全面改訂への対応等)に関する客観的データ等の上記②のデータ収集及び実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見直しを策定、公表、各都道府県・指定都市に提示</p>				<p>データ収集、実証研究の進展に応じ、必要に応じ中期見直しを改定、公表、提示</p>			
	<④ICTを活用した遠隔授業拡大>	<p>モデル事業を通じて高校における遠隔授業実践例を拡大</p> <p>高校への普及促進</p> <p>高校実践例を踏まえた課題整理、中間検証</p>				<p>中学校等の授業充実に向けた活用の検討を含め、中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大</p>		<p>学校・教育環境に関するデータや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因を総合的に考慮して予算要求を行い、教育におけるPDCAサイクルを確立</p>	<p>(①～④通じて)</p> <p>・知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る (参考)PISA2012: OECD加盟国中1～2位</p>
		《文科省》							
		《文科省、都道府県、市町村》							



# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度	2018年度				
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑤大学間の連携や学部等の再編・統合の促進＞</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>国立大学法人運営費交付金の重点支援による取組の構想(大学間連携、学部等の再編統合を含む)を提案</p> <p>重点支援の対象とする取組構想を選定</p> <p>《国立大学、文科省》</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>第3期中期目標期間を通じて取組実施</p> <p>各国立大学の取組構想の進捗状況を確認、各国立大学ごとに予め設定した評価指標を用いて、その向上度合いに応じて段階的な評価を実施し、運営費交付金の重点配分に反映(*取組構想は状況に応じ随時追加・変更)</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>第3期中期目標期間を通じて推進</p> <p>2019年度暫定評価において達成見込みを確認</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>暫定評価を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p> </div>								
							<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部・学科改組を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合【2018年度50%】【2020年度90%】</li> <li>・大学間連携を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合【2018年度60%】【2020年度90%】</li> </ul>	<p>＜後掲＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育の質向上に関する指標</li> </ul>	

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度					2018年度
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
民間資金の導入促進	<⑥国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブ導入>								
	各国立大学において、取組構想の成果を検証する評価指標を設定。民間資金の獲得割合の上昇も一つの指標とする。	各国立大学の取組構想の進捗状況を確認、各国立大学ごとに予め設定した評価指標を用いて、その向上度合いに応じて段階的な評価を実施し、運営費交付金の重点配分に反映			第3期中期目標期間を通じて推進 2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、民間資金獲得に向けた一層の努力を促す方策を検討		暫定評価を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大		
	《国立大学、文科省》								
	<⑦国立大学の財源の多様化>								
	国立大学経営力戦略に基づき、各国立大学において、可能な限り民間との共同研究・受託研究に関する目標を設定	各国立大学における研究者、URA、知財取得・活用、設備利用の支援スタッフ等により産学連携を総合的に企画推進する環境を整備			第3期中期目標期間を通じて推進 取組状況とその成果について中間検証		中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2013年度:18千件、390億円) 【2018年度:2013年度比1.3倍】 【2020年度:2013年度比1.5倍】	
	《国立大学》								
産学官連携推進上のリスク要因を各大学が適切にマネジメントできる方策について検討	各国立大学が共同研究締結時の不実施補償、秘密保持等の知的財産の取扱いにより共同研究等を制約されないよう、各国立大学において共同研究等に関する戦略策定			第3期中期目標期間を通じて産学連携の取組を推進 取組状況とその成果について中間検証		中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大			
《文科省、国立大学》									
国立大学における余裕金の運用範囲の拡大、収益を伴う事業の範囲の明確化等について検討・制度整備	第3期中期目標期間を通じて財源多様化の取組を推進 取組状況とその成果について中間検証 各国立大学で更なる民間資金獲得のための方策を整理			中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大					
《文科省、国立大学》									
大学と民間企業等との共同研究における間接経費の必要性に係る算定モデル策定について検討	各国立大学において、民間企業等との共同研究における間接経費の在り方について検討し、共同研究契約等に反映			第3期中期目標期間を通じて産学連携の取組を推進 取組状況とその成果について中間検証		中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大			
《文科省、国立大学》									

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
民間資金の導入促進		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<⑧マッチングファンド型制度の適用加速>	マッチングファンド型制度について現状把握 《CSTI》	マッチングファンド型の適用対象制度を設定	応用研究向けの研究費制度についてマッチングファンド型制度を推進	第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応用研究向け研究費制度へのマッチングファンド型の適用状況【2020年度まで増加傾向(具体的な目標値は現状把握後に設定)】</li> <li>&lt;再掲&gt;</li> <li>・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の企業ニーズと大学等の技術シーズとのマッチングによる共同研究件数【2018年度600件】 【2020年度1000件】</li> </ul>	
		共同研究・財源多様化等の取組を通じて、民間から大学等・公的機関への研究費流入を促進 《CSTI》		第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大				
	<⑨マッチングプランナー制度の活用推進>		マッチングプランナー制度の活用推進 《文科省》	活用推進、支援終了後の継続的フォローアップ 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大				
							<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額(2009～2013年度平均:約0.1兆円#) 【2018年度:#比1.1倍】 【2020年度:#比1.2倍】</li> </ul>		

(⑥～⑨通じて)

52

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
民間資金の導入促進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>&lt;⑩国立大学法人に対する寄附金&gt;</p> <p>個人からの寄附金に係る所得控除・税額控除の選択制導入について検討(税制改正要望)</p> <p>《文科省、国立大学》</p>	各国立大学において寄附金収入の拡大に向けた専門スタッフの配置や寄附金獲得に向けた戦略策定			取組状況とその成果について中間検証し、寄附金獲得に向けた一層の努力を促す方策を検討	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	<p>・国立大学における寄附金受入額(2014年度:約0.07兆円) 【2018年度:2014比1.2倍】 【2020年度:2014比1.3倍】</p> <p>((⑤～⑩通じて)</p> <p>・世界大学ランキング:2018、2020、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする、 ・第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、 など高等教育の質の向上を図る。</p>		

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度		2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
<p>＜⑪大学改革と競争的研究費改革の一体的推進＞</p>								
予算の質の向上・重点化  大学改革の主な取組	国立大学 経営力戦略の着実な 実行  <small>《文科省、国立大学》</small>	国立大学法人運営費交付金において、「学長の裁量による経費」を区分し、学長のリーダーシップによる改革の取組を推進		第3期中期目標期間を通じて 推進 取組状況とその成果について 2018年度に検証	検証を踏まえ、 取組内容を追加・修正の上、 推進・拡大			
	特定研究大学(仮称)制度の検討・制度整備  <small>《文科省》</small>			第3期中期目標期間を通じて推進 2019年度暫定評価において達成見込みを確認	暫定評価を踏まえ、 取組内容を追加・修正の上、 推進・拡大			
	制度検討  <small>《文科省、国公立大学》</small>	卓越研究員制度を実施		第5期科学技術基本計画を通じて推進 取組状況とその成果について 中間検証	中間検証を踏まえ、 取組内容を追加・修正の上、 推進・拡大			
	産学官からなる検討会 において検討  <small>《文科省、国公立大学》</small>	国公立大学における卓越大学院(仮称)具体化に向けた取組		卓越大学院(仮称)の具体化に向けた取組、運用開始 運用状況とその成果について中間検証				
競争的研究費改革と一体的に検討・実施								


# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度		2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
大学改革と一体的に検討・実施 ↑ 競争的研究費改革の主な取組 ↑ 予算の質の向上・重点化	文部科学省及び内閣府の大学等向け競争的研究費(新規採択案件)について間接経費30%措置 《CSTI、文科省》			第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大			
	人事給与システム改革の状況を踏まえ、直接経費からの人件費支出の柔軟化について検討 《文科省、国立大学》		第5期科学技術基本計画を通じて順次実施・拡大	取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大			
	科学研究費助成事業の改革を推進 《文科省》			第5期科学技術基本計画を通じて推進 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大			

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度					
<b>予算の質の向上・重点化</b>	通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会							
	<b>&lt;⑫有能な人材の流動化&gt;</b> 年俸制・クロスアポイントメント制度等、人事給与システム改革と業績評価に関する第3期中期目標期間を通じた計画を各国立大学において策定 《国立大学》	各国立大学において計画に沿って人事給与システム改革を推進		第3期中期目標期間を通じて推進 2019年度暫定評価において達成見込みを確認	暫定評価を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	・クロスアポイントメント適用教員数 (2015年現在92人) 【2018年度160人】 【2020年度200人】 ・国立大学の若手(40歳未満)の本務教員数 (2013年度現在16千人) 【2018年度:2015年度比+300人】 【2021年度:2015年度比+600人】	(⑪⑫通じて)	
	<b>&lt;⑬研究設備の共用化と研究費の合算使用の促進&gt;</b> 競争的資金における研究機器の共用の取扱い(平成27年4月)をフォローアップ・徹底。競争的資金以外の研究費も同様の取扱いができるよう検討 《CSTI》	研究設備の共用が可能な範囲を順次拡大		第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	・購入した研究設備の共用が可能な事業制度数 (2015年度:19) 【2018年度:2015年度比1.3倍】 【2020年度:2015年度比1.5倍】		
	競争的資金における複数研究費の合算使用の取扱い(平成27年4月以降公募案件から)をフォローアップ・徹底。研究機器等を購入する場合の合算使用の条件について検討。競争的資金以外の研究費も同様の取扱いができるよう検討 《CSTI》	研究費の合算使用が可能な範囲を順次拡大		第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	・合算使用が可能な事業制度数 (2015年度:19) 【2018年度:2015年度比1.3倍】 【2020年度:2015年度比1.5倍】		
研究設備・機器の新たな共用システムの導入方針について検討 《文科省》	研究設備・機器を研究組織単位で一元的にマネジメントする共用システムを導入するとともに、産学官で共用可能な研究施設・設備等を整備・運用		第5期科学技術基本計画を通じて共用システムを推進・拡大するとともに、研究施設間のネットワークを構築(プラットフォーム化) 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	・共用システムを構築した研究組織数 【2018年度70】 【2020年度100】			

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
予算の質の向上・重点化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑭総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 20%;"> <p>第5期科学技術基本計画策定</p> <p>《CSTI》</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 30%;"> <p>科学技術基本計画の方向性の下、科学技術イノベーション総合戦略に基づき、科学技術イノベーション予算戦略会議により予算の重点化、各府省庁の取組連携確保、調整</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 25%;"> <p>第5期科学技術基本計画を通じて推進 取組状況とその成果について中間検証</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 20%;"> <p>中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p> </div> </div>								
								<p>(⑪～⑭通じて)</p>  <p>・研究の質向上に関する指標          &gt;被引用回数Top10%論文の割合：          2018～2020年の我が国の総論文数に占める被引用回数Top10%論文数の割合を10%以上とすることを目標</p>	



### 3. 制度・地方行財政分野

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革＞</p> <p>○まち・ひと・しごと創生事業費における取組の成果の一層の反映</p>							
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<p style="text-align: center;">地方版総合戦略に基づく取組の実施</p>							
	<p>○2015年度 ・「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について地域の活性化等の取組の成果の一層反映を検討</p>		<p>地方団体の意見も聞きながら、「必要度」(2015年度:5000億円)から「成果」(2015年度:1000億円)へシフト</p>		<p>地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を集中改革期間の後は、5割以上とすることを目指す。</p>		<p>・まち・ひと・しごと創生事業費に占める成果反映配分の割合 【集中改革期間の後に5割以上を目指す】</p>

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)				
		2016年度		2017年度					2018年度			
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <span>通常国会</span> <span>概算要求 税制改正要望等</span> <span>年末</span> <span>通常国会</span> </div>	<p>＜①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革＞</p> <p>○公営企業の経営効率化の促進</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○2015年度 ・病院事業について、「地域医療構想」を踏まえた新公立病院改革プランを策定し、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</p> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">《総務省自治財政局》</p>										
	<p>水道事業について、経営戦略を策定し、広域化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</p>	<p>下水道の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化</p>	<p>水道の高料金対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化</p>				<p>・経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】</p>	<p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（例えば、収支、繰出金等）</p>				

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<b>&lt;①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革&gt;</b>							
	○広域連携への支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     広域連携(連携中枢都市圏・定住自立圏)を地方交付税で支援                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     左記KPIを踏まえ、取組みを推進                 </div>					・広域連携に取組む圏域数 【連携中枢都市圏は2015年度に目標圏域数を設定。定住自立圏は2020年度までに140圏域】	・社会人口増減など事後的な検証を行うための指標
	・広域連携(連携中枢都市圏(2015年度～)・定住自立圏)を地方交付税で支援  ※各地方公共団体が作成する「地方版総合戦略」を踏まえ、連携中枢都市圏の形成数のKPIを設定							
	《総務省自治行政局・地域力創造グループ》							
○公共施設の集約化、複合化等の支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     公共施設の集約化、複合化等を地方交付税で支援                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     活用状況等を踏まえ、必要な支援策を実施                 </div>					・公共施設等総合管理計画を策定した自治体数 【2016年度までに100%】  ・施設の集約化・複合化等を実施した自治体数 【増加、進捗検証】	・資産老朽化比率	
○2015年度 公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の集約化・複合化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置のある地方債の特例を創設(2015.4月)								
《総務省自治財政局》								

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<b>&lt;②先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映等&gt;</b>									
		歳出効率化に向けた業務改革で他自治体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映 (自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映)							・反映を開始した対象業務【23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す】	・歳出効率化の成果 (事後的に検証する指標) ※どの程度の地方自治体がどのような改革に取組み、どのような成果を挙げたか
		地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている自治体の業務改革のうち、 単位費用に計上されている全ての業務(23業務)が検討対象								
	対象業務の選定 (23業務)	庶務業務、情報システムの運用など 16業務について 基準財政需要額の算定に反映開始				自治体への影響等を考慮しつつ、 複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映				
						残る7業務について、 課題等を検討し、 可能なものから導入		自治体への影響 等を考慮しつつ、 段階的に反映		
	地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に反映 (自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映)									
	上位3分の1の自治体が達成している徴収率(過去5年平均)を標準的な徴収率として算定									
標準的な徴収率を設定	基準財政収入額の算定に反映開始				自治体への影響等を考慮しつつ、 2020年度までに段階的に反映					
	《総務省自治財政局》									



# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)					
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度									
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会									
	<p>＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞</p> <p>○公営企業会計の全面的な見える化</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○2014年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度(2015年度)から31年度(2019年度)までの5年間で、下水道及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、公営企業会計の適用に取り組むよう地方自治体に要請(2015.1月)</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○2015年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新会計基準に基づく決算の公表(2015.9月)</li> <li>経営比較分析表について、2015年度は上・下水道事業について公表</li> </ul> </div> <p style="text-align: right;">《総務省自治財政局》</p>												
	地方財政措置等により支援												
	重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進				(重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策(法制化等)について、検討)			<ul style="list-style-type: none"> <li>重点事業における公営企業会計の適用団体数(人口3万人以上)</li> <li>【2020年度予算から対象自治体の100%】</li> <li>【人口3万人未満の自治体については進捗検証】</li> </ul>					
	公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表(毎年度)												
	「経営比較分析表」の公表分野の拡大(毎年度2～3事業分野程度)や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業の全面的な見える化を強力に推進												

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<h3>&lt;④公営企業、第三セクター等の経営の改革&gt;</h3> <p>○公営企業の抜本的な改革(事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用)の検討の推進</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○2014年度 ・各地方自治体に対し、公営企業の経営健全化等に取り組む前提として、廃止・民営化等を含めた経営のあり方を検討するよう要請するとともに、引き続き、公営企業として事業を継続する場合は、「経営戦略」を策定し、その策定にあたっては、広域化や民間の資金・ノウハウの活用等についても検討するよう要請(2014.8月)</p> <p>・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進等に取り組むよう要請(2015.3月)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>抜本的な改革についての優良事例集を作成し、横展開を推進 (優良事例を抽出)</p> <p>抜本的な改革の取組状況や課題等について、毎年度調査結果について、個別団体ごとに公表し、見える化を推進 (課題等を抽出)</p> <p>研究会を立ち上げ、廃止・民営化等の考え方や対象・課題・方策、広域連携、改革の成果の検証等の方策について検討</p> <p>個別事業における広域化等の推進 (連携中枢都市圏構想等における都市間連携の推進、各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)、最適化・広域化・共同化の推進(下水道)、新改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進(病院))</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <p>(以降、定期的に更新し、内容の充実を図る)</p> <p>検討結果に基づき、左記の方策を実施</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(例えば、収支、繰出金等)</p> <p>・収支赤字事業数【2014年度決算(1174事業)より減少】</p> </div> <p>《総務省自治財政局》</p>							



# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞</p> <p>○経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化</p>							
	<p>○2014年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方自治体に要請(2014.8月)</li> <li>病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、「地域医療構想」を踏まえた新公立病院改革プランを策定するよう要請(2015.3月)</li> </ul> <p>○2015年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「経営戦略ガイドライン」の策定</li> <li>病院事業について、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</li> </ul> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>経営戦略の策定について、財政支援措置を講じ、集中的に推進</p>	<p>経営戦略の策定に係る進捗状況を毎年度調査 調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の見える化を推進</p>	<p>水道の高料金対策及び下水道の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化</p>	<p>策定の遅れている団体・分野の取組を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】</li> <li>新公立病院改革プランの策定率 【2018年度までに100%】</li> <li>収支赤字事業数 【2014年度決算(1174事業)より減少】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の自主的な取組を前提として、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標 (例えば、収支、繰出金等)</li> </ul>	

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞</p> <p>○第三セクター等の改革</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>○2014年度 ・「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、各地方自治体に対し、平成26年度(2014年度)以降においても、引き続き、関係を有する第三セクター等について効率化・経営健全化に取り組むことを要請(2014.8月)</p> </div> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>第三セクター改革などの先進事例集の作成・公表</p>		<p>(以降、定期的に更新し、内容の充実を図る)</p>		<p>健全経営の維持に向けた取組を引き続き推進</p>			<p>・第三セクター等に対する財政支援額(補助金、損失補償等) 【減少】</p>

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
		2016年度	2017年度	2018年度						
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">通常国会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">概算要求 税制改正要望等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">年末</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">通常国会</div>			
＜⑤地方創生の取組支援のための新型交付金の創設・活用＞										
<p>・平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。これを踏まえ、平成27年度中に、地方公共団体において「地方版総合戦略」を策定。</p> <p>・28年度当初予算での新型交付金の創設に向けて、予算額で1,000億円超、事業費ベースで2,000億円超の概算要求を行い、予算編成過程において、具体的な制度設計を行う。</p>		<p style="text-align: center;">地方創生の取組支援のための新型交付金の活用</p>			<p style="text-align: center;">新型交付金の支援対象となる事業に対して自治体が設定したKPIの達成状況を把握し、必要に応じて「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定について検討を行うと共に、翌年度以降の事業の採択に反映</p>				<p>・新型交付金対象事業について自治体において設定するKPI 【全事業】</p> <p>・新型交付金の交付対象とする個別事業(先駆的・優良事例)の数 【2020年度までの累計数について、予算の執行状況を勘案しつつ検討】</p>	<p>・新型交付金事業全体の効果(経済・財政効果等) (事後的に検証する指標)</p> <p>・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI</p>
<p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>		<p style="text-align: center;">自治体から事業申請 → KPIの設定状況や先駆性について審査 → 交付決定</p>			<p style="text-align: center;">自治体が設定したKPIを把握し、毎年モニタリングしていく。</p>				<p style="text-align: center;">新型交付金事業全体の進捗検証、PDCAを実行</p>	

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p>＜①自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞</p> <p>○地方財政の全面的な「見える化」</p>							
地方 行政 財政 の 見 え る 化	<p>各団体の行政コスト等の経年比較や他団体比較、団体自らの分析結果をとりまとめた財政状況資料集(Excel形式)等を総務省ホームページにおいて公表</p>	<p>住民一人当たり行政コストについて、 ・維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別 ・民生費、衛生費、教育費等の目的別 で網羅的に、財政分析の内容も含めて「見える化」</p>				<p>集中改革期間の取組の効果を踏まえ、見える化の促進についてさらに検討</p>		
		<p>公共施設等の老朽化対策という新たな課題に対応し、固定資産台帳の整備に合わせて ・各自治体の「資産老朽化比率」を「見える化」し、将来負担比率との「組合せ分析」を導入 ・施設類型毎の一人当たり面積等のストック情報や固定資産台帳による土地情報等を「見える化」 により、ストック情報を全面的に「見える化」</p>						
		<p>データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加等により、地方財政決算情報ホームページの使いやすさの一層の向上を図る</p>		<p>面積や人口規模、高齢化比率等の条件を指定して、自治体や住民が他団体と比較できるよう、データベースの整備を検討し、必要に応じて適切な措置を実施</p>				
		<p>予算・決算の対比に関する情報開示の充実による「見える化」につき、自治体の事務負担にも配慮しながら取り組む</p>						
	《総務省自治財政局》							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度		2017年度	2018年度						
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
地方 行政 財政 の 見える 化	<p>＜①自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞</p> <p>○公共施設等総合管理計画</p> <p style="text-align: center;">特別交付税措置等により支援</p> <p>公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通し(老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等)を踏まえて策定するよう引き続き促進</p> <p style="text-align: center;">更新・統廃合・長寿命化等の取組の進捗を踏まえた継続的な計画の見直し・充実化</p> <p style="text-align: center;">施設の集約化・複合化等を促進</p> <p style="text-align: center;">先進団体の取組・ノウハウを横展開</p> <p>施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省ホームページで公表</p> <p>各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表</p> <p>資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせることで、経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」</p> <p>集約化・複合化等による成果事例の収集及び成果の把握手法の検討</p> <p style="text-align: center;">上記結果に基づき成果を検証</p> <p>個別団体ごとの資産老朽化比率や一人あたりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年変化や類似団体比較等を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表</p> <p style="text-align: right;">《総務省自治財政局》</p>									<p>・公共施設等総合管理計画を策定した地方自治体数【2016年度までに100%】</p> <p>・施設の集約化・複合化等を実施した地方自治体数【増加、進捗検証】</p>	<p>・資産老朽化比率</p>

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
地方行財政の見える化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
<p>＜①自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞</p> <p>○地方公会計</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○2014年度 ・固定資産台帳を含む統一 的な基準による地方公会計 の整備を総務大臣通知によ り要請(2015.1月)</p> </div> <div style="margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">特別交付税措置等により支援</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">統一的な基準による地方公会計の整備を促進</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">各団体の財務書類や固定資産 台帳を総務省ホームページにお いても公表</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">地方公会計等を活用し、予算編 成等の財政マネジメントを強化</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">先進団体の取組・ノウハウを横展開</p> </div> <div style="margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">・固定資産台帳を整備した地方自治体数【2017年度までに100%】</p> <p style="text-align: right;">・統一的な基準による地方公会計を整備した地方自治体数【2017年度までに100%】</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">《総務省自治財政局》</p>									

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度	2017年度					2018年度
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜①自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞</p>								
地方 行政 財政 の 見え る 化	○公営企業会計								
	<p>○2014年度 ・平成27年度(2015年度)から31年度(2019年度)までの5年間で、下水道及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、公営企業会計の適用に取り組むよう地方自治体に要請(2015.1月)</p>		<p>地方財政措置等により支援</p>				<p>(重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策(法制化等)について、検討)</p>		<p>・重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人以上) 【2020年度予算から対象団体の100%】 【人口3万人未満の団体について進捗検証】</p>
	<p>○2015年度 ・新会計基準に基づく決算の公表(2015.9月) ・経営比較分析表について、2015年度は上・下水道事業について公表</p>		<p>重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進</p>				<p>公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表(毎年度)</p>		
	<p>《総務省自治財政局》</p>		<p>「経営比較分析表」の公表分野の拡大(毎年度2～3事業分野程度)や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業の全面的な見える化を強力に推進</p>				<p>引き続き、見える化の内容について充実を図る</p>		
<p>○地方交付税</p>		<p>地方交付税の各自治体への配分の考え方・内容の詳細、経年変化について、市町村分も含め誰もが活用できる形で総務省ホームページに公開</p>				<p>《総務省自治財政局》</p>			

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
地方行財政の見える化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<b>＜②民間委託やクラウド化等への取組状況の比較可能な形での開示＞</b>								
	助言通知発出 (平成27年8月28日付総務大臣通知)	総務省において、取組状況や今後の対応方針について、調査・ヒアリング等を実施し、必要に応じて助言等を実施			改革期間を通じ、同様の取組みを実施				
	現状について、見える化・比較可能な形での公表を実施予定	総務省・各自治体において、民間委託やクラウド化等の取組状況(実施率)、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、見える化・比較可能な形での公表を検討・実施			改革期間を通じ、同様の取組みを実施				
	民間委託に係る歳出効率化等の成果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて把握手法を検討・確立			上記手法を活用し、歳出効率化等の成果を検証					
	《総務省自治行政局、地域力創造グループ》								



# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度			2017年度	2018年度			
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
地方 行政 財政 の 見え る 化	<p>＜③公共サービス関連情報の「見える化」、エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化＞</p> <p>＜④法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の見える化と関係 法令等の見直し、それを踏まえた国庫支出金等の配分の見直し＞ 《制度所管府省庁担当局》</p> <p>＜⑤法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の見える化と関係 法令等の見直し、それを踏まえた地方交付税の配分の見直し＞ 《総務省自治財政局》</p>								
		<p>公共サービス関連情報の見える化について、具体的に検討(内閣府においてとりまとめ、諮問会議においても議論)</p>	<p>法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野(例えば医療、介護、教育等)におけるパフォーマンス指標(各府省の行う規模が一定以上である等の主要な事業に対する成果を計測する指標)を行政事業レビューの成果目標も参照しつつ具体的に検討・特定(内閣府においてとりまとめ、諮問会議においても議論)</p>	<p>パフォーマンス指標の進捗状況を見る化し、行政事業レビューの取組とも連携しつつ、各府省、各自治体自らが成果を評価したり類似団体間で比較可能とする</p>	<p>左記の検討結果に基づき実施</p>	<p>左記の見える化を踏まえた国庫支出金等の配分の見直し</p>	<p>左記の見直しを踏まえた地方交付税の配分の見直し</p>	<p>都道府県別の一人当たり行政コストとその財源内訳(地方税・地方交付税・国庫支出金等)の「見える化」を行い、比較可能な状態にすることで、その経年変化のモニタリング等を行う。その際都道府県とも、域内の基礎自治体の情報を共有し、連携して取り組む。</p>	<p>KPIやパフォーマンス指標(又は行政事業レビューの成果目標)等を掲げた事業について、行政事業レビューの取組とも連携しつつ、自治体と関係府省が協力し、「行政サービス・事業に要した費用」及び「経済社会面、行財政面からの効果」(費用対効果)がわかる指標・データを検討し、明らかにする</p>
	《内閣府政策統括官(経済社会システム担当)》								

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度					
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
地方行政分野における改革	<p>＜①民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速＞</p> <p>○業務改革モデルプロジェクト</p>								
	助言通知発 出(平成27 年8月28日 付総務大臣 通知)	<p>業務改革モデルプロジェクト (窓口業務のアウトソーシング、総合窓口の導入、庶務業務の集約化)</p> <p>■地方自治体において①住民サービスに直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務に焦点を当て、民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながらICT化・オープン化・アウトソーシングなどの業務改革を一体的に行い、住民の利便性向上につながるような取組をモデル的に実施。モデル事業の実施を通じて改革の手法を確立し、その手法を横展開。</p> <p>■政令指定都市等、規模の大きな自治体は一定取組が進んでいることから、人口規模10～20万人程度の団体を主なターゲットとして、2016～18年度の各年度においてモデルとなるような改革を実践してもらう「業務改革モデルプロジェクト」を6団体において実施。</p> <p>■BPRの実施等計画策定段階において必要な経費について国費で助成。</p>						・以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数	
		モデル自治体 6市町村	モデル自治体の取組の他の自治体への波及					①窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416】 総合窓口の導入 【185⇒370】	・歳出効率化の成果 (事後的に検証する指標)
			モデル自治体 6市町村	モデル自治体 6市町村	モデル自治体 6市町村	それぞれの取組について全ての都道府県において新たに取組む市町村が拡大	②庶務業務の集約化 【143⇒286】	(いずれも2014.10現在⇒2020年度)	
			成果についてモデル自治体で検証	成果についてモデル自治体で検証	成果についてモデル自治体で検証	上記手法を活用し、歳出効率化等の成果を検証			
		歳出効率化等の成果の把握手法の検討・確立							
		窓口・庶務業務以外での民間委託促進に係る検討・方針決定							
		左記方針にもとづき、民間・外部委託を促進							
		内閣府の標準委託仕様書(案)策定との連携							
		＞内閣府策定の標準委託仕様書(案)等について、モデル自治体における窓口業務のアウトソーシングへの活用可能性とその検証結果提供							
	《総務省自治行政局》								

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
地方行政分野における改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p style="text-align: center;"><b>&lt;①民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速&gt;</b></p> <p style="text-align: center;">○標準的な業務フローに基づく業務マニュアル・標準委託仕様書の作成</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 地方自治体の窓口業務について民間事業者への委託可能な範囲の整理・地方自治体への通知発出改定</p> <p>2. 地方自治体の民間事業者への業務委託における偽装請負に関する留意点の整理・地方自治体への情報提供</p> <p>3. 地方自治体の公金債権回収業務について民間委託のための調査検討・地方自治体への情報提供</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. モデル自治体による業務フローの調査・分析                      &gt; 窓口業務に関するモデル自治体(6団体程度※先進自治体を含む)を公募・選定し、実務に即した業務フローやコスト等の調査・分析を行う。</p> <p>2. 委託可能な範囲・適切な民間委託の実施方法の整理                      &gt; 1と並行して関係省庁と連携・調整し、委託可能な範囲及び制度上の課題を整理するとともに、窓口業務等の適切な民間委託の実施方法を整理する。</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3. 業務マニュアル・標準委託仕様書(案)の検討                      &gt; 1及び2の整理を踏まえ、標準的な業務フローと民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を策定する。</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4. モデル自治体における試行                      &gt; モデル自治体において標準委託仕様書(案)等に基づいた窓口業務の民間委託を試行し、その結果(法令への適合性、業務効率化の程度、経費の削減効果等)を評価</p> <p>5. 標準委託仕様書(案)等の修正                      &gt; 4. の評価及び総務省モデル自治体における検証結果を踏まえ、標準委託仕様書(案)等について、必要な修正を行う。</p> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6. 修正標準委託仕様書等の全国展開                      &gt; 2017年度の修正を踏まえた標準委託仕様書等を全国展開し、地方自治体における窓口業務の民間委託の取組を推進するとともに、法令への適合性、業務効率化の程度、経費の削減効果等を検証。</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">総務省業務改革モデルプロジェクトとの連携                      &gt; 総務省モデル自治体における窓口業務のアウトソーシングについて、標準委託仕様書(案)等の提供とその活用可能性に係る検証結果反映</p> </div>								
	《内閣府公共サービス改革推進室》				歳出効率化等の成果を検証				

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度					
地方行政分野における改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<h2 style="text-align: center;">＜②公共サービスの広域化＞</h2> <h3 style="text-align: center;">○連携中枢都市圏の形成促進等</h3>							・「連携中枢都市圏」の形成数 【2015年度に目標圏域数を設定】	・社会人口増減など (事後的に検証する指標)
	連携中枢都市圏制度開始 (2015.1～) ※各地方公共団体が作成する「地方版総合戦略」を踏まえ、形成数のKPIを設定	■地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とする。連携中枢都市圏を全国展開するため、圏域の形成に向けた取組を支援							
	圏域の形成について、以下の取組等を通じ推進 ・圏域形成の検討のために必要な経費について国費で助成(H28概算要求2.2億円) ・各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供			左記KPIを踏まえ、圏域の形成を推進					
(注)現在の連携中枢都市(圏)の要件 ①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)であって、 ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満たす都市を中心とする圏域									
<h3 style="text-align: center;">○定住自立圏の形成促進等</h3>							・「定住自立圏」の協定締結等圏域数 【2020年度までに140圏域】		
定住自立圏制度開始 (2009.4～)	■中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として生活に必要な都市機能(行政サービス・民間サービス等)を確保することを目的とする。各圏域の取組を支援するとともに、新たな圏域の形成を推進								
新たな圏域の形成を推進 2015年度中に実施する取組成果の再検証の結果を踏まえ、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築			左記の新たな仕組みにより、取組みを推進						
(注)定住自立圏における中心市の要件 ①地方圏の市(人口5万程度以上)であって、②昼夜間人口比率1以上を満たすこと									
《総務省自治行政局・地域力創造グループ》									

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度	2017年度	2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜①マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等＞</p>								
IT化と業務改革、行政改革等	<p>eガバメント閣僚会議の下に設置された「国・地方IT化・BPR推進チーム」(主査:政府CIO)において第一次報告書を2015年6月に取りまとめ</p>	<p>マイナンバー・個人番号カード活用によるオンラインサービス改革の検討(2015年度～2016年度)</p>		<p>検討を踏まえた対応方針の具体化</p>	<p>左記対応方針の実施</p>			<p>・各種証明書のコンビニ交付の利用件数【目標は2016年度中に設定】</p> <p>・左記の取組促進策等に沿ってIT化・BPRに取り組んだ自治体数【目標は2016年度中に設定】</p> <p>・マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果(事後的に検証する指標)</p>	
	<p>変革意欲のある自治体に対して、政府CIO等がアドバイスをし、支援できる仕組みの整備に向けた活動を開始</p>	<p>国・地方IT化・BPR推進チーム 第一次報告書に沿って、申請等手続の現状調査、オンライン化・自治体の取組促進策の検討等を進め、追加・見直しの結論を得る。</p>		<p>左記の結論について、自治体に周知徹底し、自治体の計画的な取組を促す</p>	<p>左記に基づき引き続き実施</p>				
	<p>地方公共団体のIT化に係る実態の把握、相談・支援の仕組みの方針を検討</p>	<p>政府CIO等によるアドバイスについて、変革意欲をより効果的に生かせる方法を検討しつつ、引き続き実施</p>		<p>左記の結果を踏まえ、自治体と連携しつつ、取組を促進</p>					
	<p>地方においてIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材の確保について支援の在り方につき検討、方針を決定</p>	<p>国と自治体等の間の情報・意見交換の場をITを活用して提供する仕組みを含め、各省の施策と連携しつつ、自治体を支援する仕組みの内容等を具体的に検討し、決定</p>		<p>左記の結果を踏まえ、対策を実施</p>					
	<p>地方公共団体のIT化に係る実態の把握、相談・支援の仕組みの方針を検討</p>	<p>上記の諸施策の経済・財政効果等の検証手法等の検討</p>		<p>・求めに応じて自治体にアドバイスや意見交換等を行った件数【目標は2016年度中に設定】</p>					
	<p>《内閣官房 情報通信技術(IT)戦略室、社会保障改革担当室、総務省 関係部局》</p>								

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度					2018年度
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<b>＜②国のオンラインサービス改革、各府省庁の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合＞</b>								
IT化と業務改革、行政改革等	世界最先端IT国家創造宣言(2014年6月閣議決定)を2015年6月に改定	政府CIO等による各府省へのヒアリング・レビューや「政府情報システム改革ロードマップ」、「政府情報システムに係るコスト削減計画」の見直し等を通じ、世界最先端IT国家創造宣言等に基づく政府情報システムのクラウド化・統廃合、運用コストの削減に向けた取組等を着実に実施する。			左記の方針を踏まえ、引き続き取組む。			・政府情報システム数 【2012年度:1450 目標:2018年度までに半減(現在、約63%の削減が可能となる見込み)】	・政府情報システム運用コスト 【2013年度:4000億円 目標:2021年度を目途に3割圧縮(現在約27%の圧縮が可能となる見込み)】
		《内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室、総務省行政管理局》							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)			
		2016年度	2017 年度	2018 年度							
IT化と業務改革、行政改革等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会							
	<p>＜③(地方)業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」のフォローアップ結果を具体的に取りまとめ、自治体に対し、助言・情報提供等を実施</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>国・地方IT化・BPR推進チームにおいて、自治体クラウドの取組事例(全国で54グループ)について、クラウド化業務範囲、関連経費詳細項目の比較等や、当該経費の削減方策・効果等について深掘り・分析し、その結果を整理・類型化</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>国・地方IT化・BPR推進チームにおける深掘り・分析及び整理・類型化の結果について、自治体に対し、具体的に分かりやすく提供し、助言を実施することにより倍増目標を達成</p> </div> <div style="width: 15%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>クラウド化していない自治体・システムの要因の検証</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>クラウド化を通じた業務の簡素化・標準化の推進</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>左記の要因の検証を踏まえ、クラウド化・業務改革を一層推進</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>都道府県における情報システム運用コストの削減に向けた方策を調査・研究し、その結果を具体的に分かりやすく提供し、助言を実施</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>左記の提供・助言を引き続き実施</p> </div> <p>《総務省地域力創造グループ、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室》</p>										<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウド導入市区町村数【2014年度: 550団体 目標: 2017年度までに倍増(約1,000団体)を図る】</li> </ul>

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
		2016年度	2017年度	2018年度						
IT化と業務改革、行政改革等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
<h3 style="margin: 0;">＜④公共サービスイノベーションに係る先進事例の全国展開＞</h3>										
<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;">                     「公共サービスイノベーション・プラットフォーム(PF)」において、優良事例の全国展開に向けた課題と対応を取りまとめ                 </div>		<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;">                     必要に応じ会合を開催し、公共サービスイノベーションPFで取りまとめた自治体等における先進的な取組を全国展開するためのアクションプランの実行、PDCA、必要な制度改正の検討について議論                 </div>			<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;">                     左記の取組状況を踏まえ、更なる取組を検討・実施する                 </div>				・公共サービスイノベーションの進捗を検証するための指標	・公共サービスイノベーションによる経済・財政効果 (事後的に検証する指標)
《内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、公共サービスイノベーションPF参加省庁等》										



# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
IT化と業務改革、行政改革等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>＜⑤地方税における徴収対策の推進＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>徴収事務の着実な実施(滞納整理機構などの徴収事務の共同処理を含む。)及び納税者が税を納付しやすい納税環境の整備を、地方団体に要請。</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■滞納整理機構などの徴収事務の共同処理を行っている団体の効果や課題について深掘り・分析し、その結果を整理・類型化</li> <li>■インターネット公売など、効率的・効果的な滞納整理の手法を導入した団体の効果や課題について整理・分類</li> <li>■電子申告の推進や収納手段の多様化(コンビニエンスストア、クレジットカードの活用等)に取り組む団体の効果や課題について整理</li> </ul> </div> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方団体が行っている先進的な徴収対策の取組を調査・研究した結果を整理・類型化して、具体的に分かりやすく提供。</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>左記により、効果的な徴収対策の全国展開</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">・地方税の徴収率【向上】(2015年度中に基準財政収入額算定上の「標準的な徴収率」を設定)</p> <p style="text-align: right;">※徴収率については実績をモニター</p>							
		《総務省自治税務局》							

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度					2018年度
IT化と業務改革、行政改革等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑥国・地方の公務員人件費の総額の増加の抑制＞</p> <p>○国家公務員</p>								
	<p>国家公務員の総人件費について、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」(平成26年7月25日閣議決定)を決定。</p>	<p>国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置として民間準拠で行われる人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、決定。</p>	<p>人事院勧告が行われた場合、給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から検討を行った上で取扱いを決定する。</p>	<p>計画期間を通じ、左記の方針を踏まえ、引き続き取り組む。</p>					<p>・総人件費の額 ・総定員数 (事後的に捕捉する指標)</p>
	<p>人事院勧告 ※人事院勧告の有無については年度によって異なる。</p>	<p>国家公務員の総人件費について、地域間・世代間の給与配分を見直す「給与制度の総合的見直し」の実施や定員合理化等を行うことなどにより、人件費の抑制を図る。</p>	<p>定員要求</p>						
<p>《内閣官房内閣人事局》</p> <p>○地方公務員</p>	<p>地方公務員については、各地方公共団体において、「給与制度の総合的見直し」に着実に取り組むとともに、各地方公共団体の給与事情等を踏まえ、給与の適正化を図る。</p>						<p>・総人件費の額 ・総定員数 ・給与制度の総合的見直しの取組自治体数 (事後的に捕捉する指標)</p>		
<p>人事委員会 勧告</p>	<p>地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って、各団体の議会において条例で定める。</p>								
	《総務省公務員部》								

## 4. その他

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度						
ODAの適正・効率的かつ戦略的活用	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
	＜①PDCAサイクルの強化及び評価等に関する情報公開の促進＞									
	開発協力大綱の閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可能な限り定量的な評価に向けた改善                             <ul style="list-style-type: none"> <li>課題別の標準的指標例の作成</li> <li>課題別の標準的指標例の改定、アップデート</li> </ul> </li> <li>○外部評価への多様な主体の参加及び評価結果の活用を促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>事業評価外部有識者委員会による評価プロセス等のレビューの定期的実施</li> </ul> </li> <li>○ODA見える化サイトの活用を促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ODA見える化サイトの随時更新</li> </ul> </li> </ul>					課題別の標準的指標例を設定した割合、改定割合	インパクト評価の実施件数	外部評価の実施件数	ODA見える化サイトのPV数
	《外務省》	＜②民間部門等の資源の活用及び経済活動を拡大するための媒介としてのODAの推進＞								
開発協力大綱の閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官民連携による開発協力を推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>「質の高いインフラ」の展開や中小企業等の海外展開支援等によって、民間部門主導の成長を促進し、開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進するとともに、日本経済の力強い成長にもつなげていく。</li> </ul> </li> </ul>					本邦企業によるインフラシステムの受注額				
《外務省》										
国際機関への拠出	＜国際機関への拠出について評価の基準・指標を明確化し、多面的・定量的な評価による拠出の妥当性検証＞									
	国際機関評価の実施、結果を平成28年度概算要求に反映	毎年の予算概算要求に向け、可能な限り定量的・多面的な国際機関評価を実施して拠出の妥当性を検証し、その結果を翌年度概算要求に反映								
	《外務省》									
	個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金について、プロジェクト毎の成果目標を公表すると共に、達成状況をフォローアップ	《外務省》								
《外務省》	評価方法や評価対象等につき外部有識者の意見を聴取する等して、更なるPDCA強化・透明性確保を推進									
《外務省》										

# 経済・財政再生計画 改革工程表(案)

	集中改革期間					2019年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度		2017年度			
防衛関係費の効率化	通常国会	概算要求	年末	通常国会			①長期契約を活用した装備品等及び役務の調達 ②維持・整備方法の見直し ③装備品のまとめ買い ④民生品の使用・仕様の見直し、等による縮減見込額【増額】  ⑤プロジェクト管理手法の導入 プロジェクト管理の重点対象装備品に選定される品目数(現時点で12品目が対象に選定されており、そのうち4品目の総額は8.2兆円)【増加】 ⑥PBLの適用拡大 PBL導入による維持・整備コストの縮減見込額(平成27年度予算:15億円、平成28年度(概算要求):93億円の縮減見込み)【増額】 ⑦随意契約の適用可能範囲の類型化 随意契約の適用件数(平成25年度調達実績を新規類型案にあてはめたところ、1者応募・応札となっていた約14,000件中約6,000件が随意契約へ移行できたと推計)【拡大】 ⑧特別研究官の活用による新しい契約制度の構築 特別研究官による新たな制度の提案数【拡大】 ⑨安全保障技術研究推進制度の推進 安全保障技術研究推進制度により採択した研究課題の件数(平成27年度実績では9件)【増加】	平成26年度～平成30年度において7,000億円程度の縮減を目標とする。 (集中改革期間において約4,810億円の縮減を目標とする)※
	<中期防衛力整備計画に基づく効率的な防衛力整備による費用対効果の向上>  中期防衛力整備計画に基づく調達改革等による効率化の実施 中期防衛力整備計画及び経済・財政再生計画を踏まえ、防衛力整備の着実な推進とともに、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める。  新設された防衛装備庁を中心に調達改革の一層の推進 i)プロジェクト管理手法の導入 ii)PBLの適用拡大 iii)随意契約の適用可能範囲の類型化、iv)特別研究官の活用による新しい契約制度の構築 v)安全保障技術研究推進制度の推進							
	《防衛省、防衛装備庁》							

※「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」(平成25年12月17日閣議決定)に基づく縮減目標。金額はいずれも契約ベース

## 経済・財政再生計画 その他の検討項目

### <「税制抜本改革法」を踏まえた地域間の税源の偏在を是正する方策、課税自主権の拡充> 《総務省》

「税制抜本改革法」を踏まえ地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

■地域間の税源の偏在の是正については、平成26年度与党税制改正大綱等に沿って、具体的な措置を講じることとなっており、この方針に従って、関係団体の意見も踏まえながら、税制改正プロセスの中で検討

<平成26年度与党税制改正大綱>

○消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

<平成27年度与党税制改正大綱>

○平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

■課税自主権の拡充については、その一層の拡充を図る観点から、必要な制度の見直しを行うとともに、情報提供など地方団体への支援を行う。法定外税の導入件数等については、毎年度、調査の上、公表。

### <地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革> 《制度所管府省庁》

■地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革を進める。国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する。

例えば乳幼児医療費などの一部負担金減免については、その在り方について、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、厚生労働省において議論を続けていくこととしている。

### <地方交付税制度改革に合わせた留保財源率についての必要な見直し> 《総務省》

■地方交付税制度の改革に合わせて、留保財源率については必要な見直しを検討する。

## 経済・財政再生計画 その他の検討項目

### <共助社会づくり> 《内閣府》

■「共助社会づくり懇談会」においてとりまとめられた報告書「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」を踏まえ、共助社会づくりを推進する。

### <ソーシャル・インパクト・ボンドの活用拡大> 《行政・民間》

■貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。

### <エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化>

### <(行政事業レビュー)定量的な成果目標設定の徹底と一層厳格な自己点検>

### <(行政改革推進会議)府省横断的・継続的な検証の推進>

《内閣官房 行政改革推進本部事務局》

■経済・財政一体改革推進委員会の取組と連携しつつ、各府省庁の事業の必要性、効率性、有効性の自己検証・点検を進める。